

あったかハートでまちづくり計画Ⅳ

～みんなの力で地域の絆を育み、
ふれ合いと支え合いのあるまちをつくろう～



市原市社協キャラクター
よつばちゃん

目 次

第 1 章 第 4 次地域福祉活動計画の概要 1

- 1 計画の策定にあたって…………… 1
 - (1) これまでの取り組み
 - (2) 第 3 次活動計画の検証
 - (3) 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的…………… 9
- 3 計画の性格…………… 10
 - (1) 行政計画の具現化を担う行動計画
 - (2) 意識啓発型から実行推進型とする計画
 - (3) 社会福祉協議会の活動指針となる計画

第 2 章 基本理念と取組方針 12

- 1 基本理念…………… 12
- 2 取組方針…………… 13
- 3 計画の体系図…………… 14

第 3 章 計画を支える重点的な取り組み 16

- 1 地域福祉推進のためのネットワークづくり…………… 16
- 2 地域福祉推進のための担い手づくり…………… 18
- 3 地域福祉推進のための相談体制づくり…………… 20
- 4 地域福祉推進のための情報共有の場づくり…………… 22
- 5 地域福祉推進のための市社協の基盤づくり…………… 24

第 4 章 計画に基づく個別事業の展開 26

- 1 支え合い・助け合いのあるまちづくり…………… 26
 - (1) ちょっとした困りごとは、支え合い・助け合いで解決しよう
 - (2) 地域の活動に参加しよう
 - (3) ボランティア活動の輪を広げよう
 - (4) お互いの立場を認め合おう
 - (5) 子育て家庭への支援をしよう
- 2 身近にふれ合える場のあるまちづくり…………… 33
 - (1) みんなで交流しよう
 - (2) 気軽に集まれる場をつくろう

(3) みんなで情報を共有しよう	
(4) 気軽に相談できる人・窓口をつくろう	
3 健康で生きがいの持てるまちづくり……………	3 9
(1) 地域ぐるみで健康づくりを考えよう	
(2) 保健、医療、福祉の連携づくりを考えよう	
(3) 生きがいの持てる活動をしよう	
4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり……………	4 1
(1) 緊急時・災害時の助け合いの仕組みをつくろう	
(2) 地域ぐるみで犯罪を防止しよう	
(3) みんなでルール・マナーを守ろう	
(4) 高齢者、障がい者が自由に移動できる仕組みを考えよう	
(5) 安心して暮らせる環境をつくろう	

第5章 地域の特性と課題 4 6

1 姉崎地区……………	4 6
2 五井地区……………	4 9
3 市原地区……………	5 1
4 辰巳台地区……………	5 4
5 市津地区……………	5 7
6 三和地区……………	5 9
7 南総地区……………	6 2
8 加茂地区……………	6 5
9 有秋地区……………	6 7
10 ちはら台地区……………	6 9
11 国分寺台地区……………	7 2

第6章 計画の推進・評価体制 7 4

1 推進・評価の考え方……………	7 4
2 推進・評価体制……………	7 5
(1) 外部体制	
(2) 内部体制	
(3) 活動実践者からの意見集約	

地区社協化計画 7 7

資料編 9 0

第4次市原市地域福祉計画策定経過……………	9 0
-----------------------	-----

第1章 第4次地域福祉活動計画の概要

1 計画の策定にあたって

(1) これまでの取り組み

市原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、平成8年に最初の地域福祉活動計画である「いちほら社協のふれあいネットワークプラン（あったかハートでまちづくり計画）」、平成13年に第2次地域福祉活動計画「いちほら社協のふれあいネットワークプラン（あったかハートでまちづくり計画Ⅱ）」を策定し、それぞれの計画に基づき、地域福祉の推進事業を展開してきました。

さらに、平成18年度には、市原市が策定した「市原市地域福祉計画」と目的を共有し、行政計画の具現化を担うための民間の行動計画（アクション・プラン）となる「第3次市原市地域福祉活動計画（あったかハートでまちづくり計画Ⅲ）」（以下「第3次活動計画」という。）を策定し、市原市と連携、協働しながら、「誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるまち」づくりを目指して、両計画に基づく活動の推進、事業の展開に取り組んできました。

特に、両計画を具現化するための重要な取り組みの一つである、住民参加・住民主体による「小域福祉ネットワーク」については、計画策定後の5年間で20団体（22小学校区）が設置され、800人以上の住民が参加しており、社会福祉協議会支部（以下「市社協支部」という。）の活動の広がりなどと併せ、地域に根差した活動は着実に実を結び始めており、大きな成果と言えます。

(2) 第3次活動計画の検証

市原市では、昨年度、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする「市原市地域福祉計画」が最終年度を迎えたことから、その進捗状況や成果などについて検証するとともに、平成23年度を初年度とする次期計画の策定作業が行われました。

第3次活動計画は、行政計画と連動し、内容を一部共有していること、また、計画策定過程も協働していることから、市原市関連計画の所管課などの実務者で構成する「地域福祉計画策定作業部会」に市社協職員も参加し、行政計画の検証、策定作業に協働で取り組みました。

また、行政計画を検証するにあたり、市社協においても、4つの目標と17の対応方針に沿い、職員で構成する「地域福祉活動推進ワーキングチーム」などで市社協が担う役割の検証、分析を行ったところ、次のような取り組みの成果と課題が見えてきました。

目標 1 支え合い・助け合いのあるまちづくり	
対応方針 1 ちょっとした困りごとは、支え合い・助け合いで解決しよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●小域福祉ネットワークの設置促進（1団体から20団体へ） ●ふれあい・いきいきサロン事業による高齢者の引きこもり防止 ●出前講座（職員の派遣）や各種講座の実施による地域福祉の新たな担い手づくり	●小域福祉ネットワークのさらなる設置促進と設置後の運営支援 ●地域住民の日常生活を支えていくための取り組みの充実 ●地域福祉の新たな担い手づくりや活動拠点の確保
対応方針 2 地域の活動に参加しよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●社協だよりやホームページなどを通じた情報発信 ●敬老会事業や市社協支部事業などでの世代間交流の実施	●社協だよりやホームページなどの情報発信機能の充実 ●世代間交流の場づくり、機会づくりの推進
対応方針 3 ボランティア活動の輪を広げよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●市民活動センターの管理運営 ●ボランティアアドバイザーによる相談対応やボランティア・NPO通信による情報提供	●市民活動センター機能の充実 ●市民活動全般に対応することのできるアドバイザーの養成や情報発信機能の充実
対応方針 4 お互いの立場を認め合おう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●出前講座（職員の派遣）の実施による思いやりの心の醸成 ●地域福祉活動へ的高齢者や障がい者などの当事者の参加呼びかけ	●福祉教育のさらなる推進やノーマライゼーション理念の浸透 ●関係機関や当事者団体などとの連携強化
対応方針 5 子育て家庭への支援をしよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●子育てサロン事業による子育てに悩む保護者の孤立化防止	●子育てに関連する取り組みの充実 ●地域福祉の新たな担い手づくりや活動拠点の確保

目標 2 身近にふれ合える場のあるまちづくり	
対応方針 1 みんなで交流しよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●ふれあい・いきいきサロン事業や世代間交流の実施	●世代間交流の場づくり、機会づくりの推進

●民生委員・児童委員による友愛訪問活動の実施	●地域福祉の新たな担い手づくりや活動拠点の確保
対応方針２ 気軽に集まれる場をつくろう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●ふれあい・いきいきサロン事業や子育てサロン事業の実施	●地域福祉の新たな担い手づくりや活動拠点の確保
対応方針３ みんなで情報を共有しよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●関係者間での情報共有の推進 ●地域福祉権利擁護事業の推進	●関係者間での情報共有や相互調整などの場づくり、機会づくり ●日常生活自立支援事業の単独実施
対応方針４ 気軽に相談できる人・窓口をつくろう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●民生委員・児童委員の協力による心配ごと相談所の運営 ●市社協支部事業などでの相談対応	●身近な範囲で気軽に相談できる場づくり、機会づくり、体制づくり

目標３ 健康で生きがいの持てるまちづくり	
対応方針１ 地域ぐるみで健康づくりを考えよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●介護予防教室の実施	●地域と連携した継続的な介護予防支援や健康づくりの推進
対応方針２ 保健、医療、福祉の連携づくりを考えよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●地域ケア会議や各種研修などへの参加	●地域福祉の推進を目的とした各分野の連携づくり
対応方針３ 生きがいの持てる活動をしよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●出前講座（職員の派遣）や各種講座の実施による生きがいづくり ●コミュニティソーシャルワーカー研修などの実施	●生きがいを持って地域福祉活動に参画できる環境づくり

目標 4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	
対応方針 1 緊急時・災害時の助け合いの仕組みをつくろう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●初動体制マニュアルの改訂 ●災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定	●関係機関や団体などとの平常時からのネットワークづくり ●災害時を想定した市原市との連携強化
対応方針 2 地域ぐるみで犯罪を防止しよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●民生委員・児童委員による友愛訪問活動を通じた情報提供	●一人暮らし高齢者などへの見守り支援のための取り組み ●関係者間での情報の共有化
対応方針 3 みんなでルール・マナーを守ろう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●ルールやマナー遵守態度の育成を目的とした取り組みは未実施	●地域福祉活動を通じたルールやマナーの呼びかけ
対応方針 4 高齢者、障がい者が自由に移動できる仕組みを考えよう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●送迎ボランティアサービス事業の実施 ●各種貸付事業の実施	●住民参加による有償サービスの充実 ●外出支援や買物支援のための取り組み
対応方針 5 安心して暮らせる環境をつくろう！	
取り組みとその成果	見えてきた課題
●収集ボランティア活動の促進	●収集ボランティア活動を通じた市民意識の向上

(3) 計画策定の背景

① これまでの取り組みの振り返りから

これまでの取り組みの成果から、また、第3次活動計画の検証、分析から見えてきた課題を整理すると、今後の市原市の地域福祉活動の展開には、主に以下のようなポイントが挙げられます。

《将来を見据えた地域福祉活動のあり方》

市原市の人口は、ほぼ横ばいで推移しているものの、高齢化率（65歳以上の人口比率）は平成22年10月1日現在で20.9%であり、10年間で8ポイント上昇している反面、若年者人口（15歳未満）の割合は10年間で2.1ポイント減少、また、少子化を示す指標である合計特殊出生率は、国や千葉県の平均を下回るなど、少子高齢化の傾向にあると言えます。加えて、要介護（要支援）認定者数や障がい者数も年々増加の傾向にあり、今後は、これまで以上に少子高齢化の進行や支援を必要とする人々の増加を見据えた地域福祉活動の基盤づくりが必要です。

《住民同士のつながりをつくる活動の必要性》

近年ますます進行する少子高齢化や核家族化、加えて住民意識の変化などにより、地域社会のつながりが希薄化し、それらのことで地域では様々な問題が生じてきています。今後も、地域福祉活動を通じて地域のつながりをつくり、身近な課題をみんなで改善、解決していく仕組みづくりをさらに推進することが必要です。そのためには、地域住民にその必要性を感じてもらい、住民が自主的・主体的に取り組もうとする意識を高めていくことが重要であり、また、地域の新たなリーダーの育成と、多くの協力者の参画を得て取り組むことが求められます。

《地域特性や実情に見合った福祉活動の必要性》

市原市は368.20km²の面積を有し、関東でも有数な広域市であり、北部は東京湾に面する工業地帯、JR内房線沿線に広がる市街地、中央部は田園地帯、南部は豊かな自然を有する地帯など多様な姿を持つ中で、地域が抱えている課題にも違いが生じてきています。今後は、地域特性や実情、将来の姿などを見据え、地域に見合った福祉活動を進める視点が、より一層求められます。

《日常生活を支えていくための視点の重要性》

これまでも、地域住民をはじめ、地域の各種組織・団体、個人などと連携しながら、課題解決に向け、様々な地域福祉活動に取り組んできましたが、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送るためには、地域の中で日常的かつ継続的な支援活動を展開することが必要があり、そのための仕組みづくりが大切となってきます。今後は、これまで以上に住民主体・住民参加を促進し、地域住民の日常生活を支える視点に立った取り組みの展開が求められます。

＜地域福祉を推進するための環境整備の重要性＞

地域住民による自主的な地域福祉活動を推進していくためには、活動拠点、活動資金、活動の核となる人材、いわゆる「ひと」「もの」「かね」という3つの要素を整備する必要があります。地域福祉の新たな担い手となる「ひと（人材）」づくりを進めるとともに、地域の中で住民の自発的な活動を続けるための「もの（拠点）」、安定的に進めるための「かね（資金）」を確保していくことが重要であり、また、これらの資源をいかに効果的に結び付けられるかが、豊かな地域社会を形成する大きな鍵となります。それらを確保するためには、地域資源を活用するなど、知恵と工夫を凝らし、地域に見合った取り組みが求められます。

② 社会福祉協議会を取り巻く環境の変化

社会福祉法や介護保険法、障害者自立支援法など福祉関連法規の改正や成立、地方分権や三位一体改革の進展と指定管理者制度の導入、加えて、少子高齢化の進行や住民意識の変化など、社会福祉協議会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような変化に対応し、新たな地域課題、ニーズに応じていくためには、これまで以上に、社会福祉協議会の法人経営の健全化、基盤強化を図っていくとともに、市原市の広域性に配慮しつつ、効率的、機動性のある組織体制への再構築を進めていく必要があります。

③ これからの地域福祉のあり方に関する研究会からの提言

平成20年3月厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」による報告書によれば、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化が進行する中、公的な福祉サービスだけでは対応できない多様な生活（福祉）課題については、住民団体などの多様な民間団体が担い手となり、地域における「新たな支え合い」（共助）を確立していくことが重要であり、また、地域福祉を推進するためには、次の6つの条件が必要であるとされています。

- ① 住民主体を確保する条件があること
- ② 地域の生活課題発見のための方策があること
- ③ 適切な圏域を単位としていること
- ④ 地域福祉を推進するための環境
- ⑤ 核となる人材
- ⑥ 市町村の役割

これらの条件のうち、特に「地域福祉を推進するための環境」として、地域福祉に関わる者のネットワークを形成し、地域の生活課題の「情報が共有」されるとともに、住民による地域福祉活動を積極的に継続していくための「活動の拠点」の確保、住民同士の支え合い・助け合い活動を支援するための「地域福祉のコーディネーター」（地域福祉の専門家）の確保と併せ、住民が地域福祉活動を行うために必要な「活動資金」の確保が必要であることが指摘されています。

④ 市原市における第2期地域福祉計画の策定

市原市では、平成23年5月に「第2期市原市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。平成18年3月に策定した「市原市地域福祉計画」は、その策定過程において、市内10地区282人による地域会議、延べ2,000人以上の地域住民が参加した地域座談会などで出された住民の思い、考え方を尊重し、様々な地域課題やその対応策をとりまとめた計画として策定されたことを踏まえ、当該計画は、前計画の理念や取組体系を継承する第2期計画として位置づけられています。

また、「意識啓発型」という面が強かった前計画を継承していくものの、第2期計画では前計画で定めた目標に向け、様々な地域福祉活動をさらに推進することに重点を置き、具体的な推進策を掲げた「実行推進型」として策定されています。

《地域福祉推進のための4つの目標》

「市原市地域福祉計画」では、「高齢者、障がい者、子どもを始め、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるまち」を実現するために、計画を策定するにあたり、市民意見を取り入れながら、4つの目標を導き出しており、第2期計画においても、この「4つの目標」は継承されています。

支え合い・
助け合いの
あるまち

身近にふれ
合える場の
あるまち

健康で
生きがいの
持てるまち

安全・安心で
快適にらせる
まち

《地域福祉を進める4つの主体》

「市原市地域福祉計画」では、地域福祉活動を効果的・効率的に推進するために、4つの推進主体を定めており、第2期計画においても、この「4つの主体」は継承され、新たに設定された基本となる役割分担に基づき、互いに連携しながら、地域福祉推進に取り組むこととされています。

地域住民

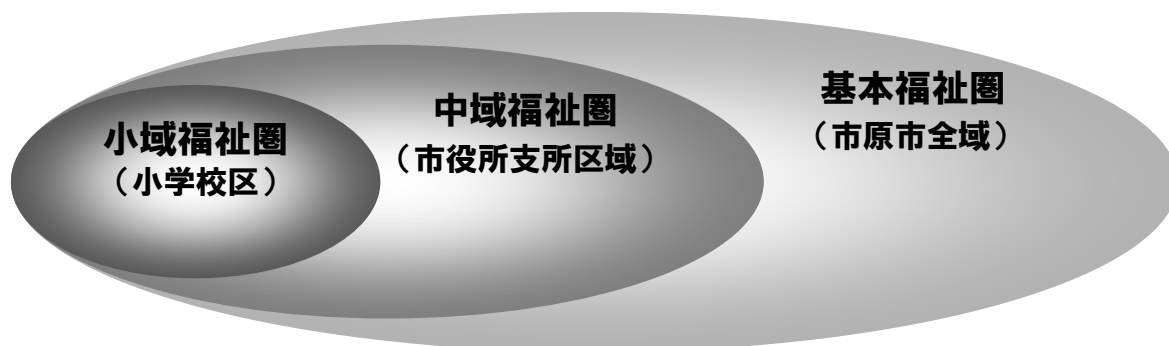
福祉事業者等

市社協

市原市（行政）

＜地域福祉推進のための3層の福祉圏域＞

「市原市地域福祉計画」では、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的・効果的に展開していくために、3層の福祉圏域を設定しており、第2期計画においても、この「3層の福祉圏」は継承されています。



それぞれの福祉圏域の範囲、推進体制、機能・役割は次のとおりです。

小域福祉圏

【範囲】 地域住民の日常生活圏としての小学校区

【推進組織】 小域福祉ネットワーク

【機能・役割】 地域住民が主体となって、様々な地域課題やニーズを把握するとともに、改善、解決するための話し合いや活動を行っていきます。

中域福祉圏

【範囲】 地域住民の社会活動などの単位となっている市役所支所区域

【推進組織】 市社協支部

【機能・役割】 圏域内の地域福祉活動を推進していくほか、小域福祉ネットワークの設置に向けた取り組みや運営支援などを行っていきます。

基本福祉圏

【範囲】 市原市全域

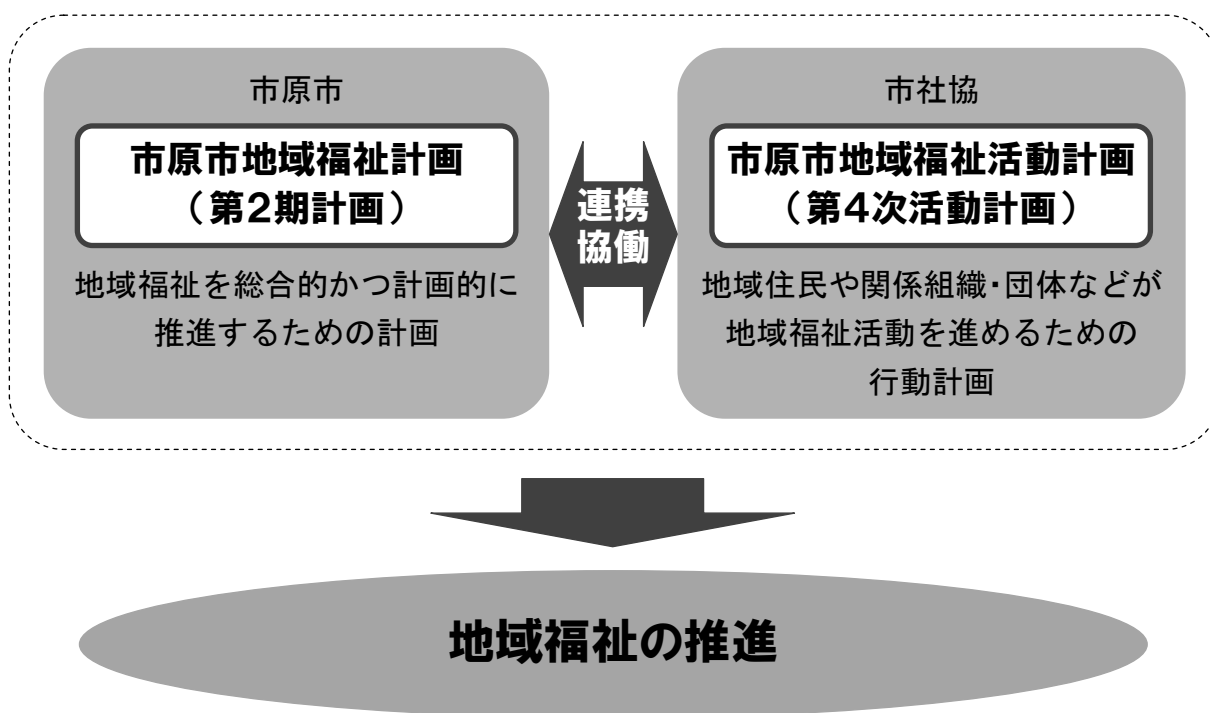
【推進組織】 市原市、市社協

【機能・役割】 計画の進行管理と課題対応への検討を行うとともに、関係者間での情報交換や相互調整などを行っていきます。

2 計画策定の目的

平成12年に成立した社会福祉法では、社会福祉協議会は「地域福祉を推進することを目的とする団体」として規定されており、市社協が同法の趣旨に則り、従来から地域ぐるみで福祉のまちづくり活動に取り組んできた実績から、平成18年3月に策定された「市原市地域福祉計画」では、計画推進の中心的な組織として位置づけられ、市原市との連携、協働により、地域福祉の推進に取り組んできました。

平成23年度を初年度とする第2期計画においても、市社協には計画の牽引役としての役割が期待されており、また、行政計画と民間の行動計画とが車の両輪のごとく密接に連携することが市原市における地域福祉の推進につながることから、第3次活動計画と同様に、第2期計画と連動する「第4次市原市地域福祉活動計画」（以下「第4次活動計画」という。）を策定し、地域住民を主体とした住民参加により、誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉を視点とした地域社会づくりに取り組んでいきます。



3 計画の性格

(1) 行政計画の具現化を担う行動計画

市原市が策定した第2期計画は、地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、地域の課題やニーズ、それに対応する必要な支援などを明らかにし、「地域住民」「福祉事業者等」「市原市（行政）」そして「市社協」がそれぞれの主体が役割を担い、互いに連携、協働していくことで総合的な地域福祉の推進を目指しています。

本計画は、行政計画と目標を共有し、その具現化を図るための行動計画であり、両計画はともに地域福祉の推進を目指すものです。また、内容を一部共有、計画策定過程も協働していることから、本計画の実施、評価などについても相互に連携しながら進めていきます。

(2) 意識啓発型から実行推進型とする計画

市原市が策定した第2期計画は、前計画の理念や取組体系を継承し、具体的な推進策を掲げることを目的とした「実行推進型」として策定されています。

行政計画の具現化を担う第4次活動計画においても、第3次活動計画の基本的な考え方を継承しつつ、目標の実現に向けて、様々な地域福祉活動や取り組みを、より具体的に進めていくための目標値を掲げるなど、「実行推進型」計画として策定しました。

(3) 社会福祉協議会の活動指針となる計画

市社協が取り組む地域福祉推進のための活動は、これまでも「市原市地域福祉活動計画」に基づいたものであり、引き続き、第4次活動計画においても、今後の市社協の事業活動などを計画的に進めるための指針となる計画として策定したものです。

今後は、本計画に基づいた取り組みを進めるにあたり、市社協の存在や役割、活動内容などについて市民に一層の理解と協力が得られるよう、“顔の見える社会福祉協議会”を目指して、積極的に地域に出向き、事業実施に取り組んでいきます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

ただし、福祉関係法令の改正や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における新たな課題、ニーズなどが明らかになった場合は、状況に応じた取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

平成（年度）	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
市原市地域福祉活動計画	第3次計画					計画期間				
市原市地域福祉計画	第1期計画					第2期計画				

第2章 基本理念と取組方針

1 基本理念

地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせるために、一人ひとりの生き方や価値観が尊重される、そんなまちづくりが必要です。また、日々の暮らしの中で生じる様々な課題や悩みごとは、自分だけでは解決できないときもあります。

そんなとき、人と人とのつながりや地域の絆で、住民同士が気軽にふれ合い、ともに支え合える関係を築き、共生と自立を支え合える心豊かな地域社会づくりを目指します。

なお、この基本理念は、第3次活動計画の基本理念（みんなの福祉^{ちから}で、思いやりとやさしさに満ちた福祉のまちをつくろう）の考え方を継承しています。

**みんなの力で地域の絆を育み、
ふれ合いと支え合いのあるまちをつくろう**

2 取組方針

本計画の基本理念に基づいて、次の3つの取組方針を定め、取り組みの展開をしていきます。

取組方針1 地域の力を高めるために住民参加を促進します

性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく充実した生活を送りたいという願いを持っています。そして、このような願いに応えるためには、行政や専門機関による公的サービスの提供に加えて、地域住民自らが、より住みやすい地域を創っていかうとする自主的・主体的な活動が重要です。

誰もが地域で安心して生活できる環境を整えていくために、これまで以上に住民参加を促進し、地域の様々な課題をみんなで一緒に考え、解決するための仕組みづくり、新たな担い手づくり、住民同士のネットワークづくりを進めていき、地域の“力”を高めていきます。

取組方針2 住民の日常生活を支えていくための活動を推進します

地域の中には、高齢者や障がいを持つ方、大人や子どもなど、様々な人が暮らしています。これらの人が生活を送っていく上で何らかの生活（福祉）課題を抱えたときに、その家族やひとつの機関だけで支えるのではなく、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、住民同士のネットワークで解決する仕組みが必要です。

そのためには、住民の日常生活を支える視点に立つことが重要であり、日常生活において、住民の持つ様々な生活（福祉）課題やニーズに対して、声かけや見守りなどの地域住民の支え合い・助け合いの中でこれらを見つけ出し、改善、解決に結びつけていくことのできる仕組みづくりを推進していきます。

取組方針3 地域福祉の推進力を強化します

地域福祉活動のさらなる推進を図っていくためには、その推進力を強化することが必要であり、市原市が策定した第2期計画の牽引役としての役割を果たすために、地域福祉の推進に向けた組織改革や職員資質の向上、健全な財政運営や自立型経営を確立するための取り組みなど、地域福祉推進基盤の強化を図り、市社協全体の推進力を高めていきます。

また、地域で発見された生活（福祉）課題やニーズを、改善、解決につなげていくためには、職員だけでなく、地域福祉推進に取り組む関係者間で情報が共有化されることが重要であることから、そのための場づくり、機会づくりに取り組んでいきます。

計画の体系図

基本理念

みんなの力で地域の絆を育み、ふれ合いと支え合いのあるまちをつくろう

取組方針

取組方針1

地域の力を高めるために
住民参加を促進します

地域住民が
主役です

取組方針2

住民の日常生活を支えて
いくための活動を推進
します

日常生活を支える
視点に立った活動を
推進します

取組方針3

地域福祉の推進力を
強化します

地域福祉を推進
するために体制を
強化します

重点的な取り組み

重点的な取り組み1

地域福祉推進のための
ネットワークづくり

小域福祉ネット
ワークづくり

重点的な取り組み2

地域福祉推進のための
担い手づくり

地域福祉の新たな
担い手づくり

重点的な取り組み3

地域福祉推進のための
相談体制づくり

身近で気軽に相談
できる体制づくり

重点的な取り組み4

地域福祉推進のための
情報共有の場づくり

関係者間での情報
共有の場づくり

重点的な取り組み5

地域福祉推進のための
市社協の基盤づくり

市社協・市社協支部
の基盤づくり

目指す方向と個別事業

支え合い・助け合いのあるまちづくり

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活支援事業（いちほら支え合い・助け合い活動） ②安心生活創造事業 ③ホームケアサービス事業 ④地区人材育成事業 ⑤福祉バザーの実施 ⑥地域の先駆的な取り組みの紹介 ⑦地域活動への参加のきっかけづくり ⑧市民活動センターの管理運営、機能の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨市民活動センター事業 ⑩保健福祉センター事業（ボランティア関連） ⑪市民活動へ参加する環境づくり ⑫福祉教育の推進 ⑬ふれあいレクリエーションの実施 ⑭ノーマライゼーション理念の浸透 ⑮地域福祉活動への当事者の参画 ⑯ふれあい・子育てサロン事業 ⑰ファミリー・サポート・センター事業 ⑱保健福祉センター事業（子育て関連） |
|---|--|

身近にふれ合える場のあるまちづくり

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①ふれあい・いきいきサロン事業 ②ふれあい・はつらつサロン事業 ③敬老会事業 ④世代間交流機会の推進 ⑤ふれあいサロン事業（再掲載） ⑥市民活動センター・保健福祉センターの利用促進 ⑦地域と連携した居場所づくり ⑧企業とのコラボレーションによる居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"> ⑨支部連絡協議会の開催 ⑩いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催 ⑪中域福祉圏におけるネットワーク連絡会議の開催 ⑫日常生活自立支援事業 ⑬いちほら相談支援事業 ⑭（仮称）心配ごと相談所見直し検討会の開催 ⑮市社協の各種貸付事業の紹介 ⑯専門相談機関との連携づくり |
|---|---|

健康で生きがいの持てるまちづくり

- ①ふれあい・いきいきサロン事業（再掲載）
- ②地域福祉活動を通じた連携づくり
- ③出前講座（職員の派遣）
- ④地域福祉活動の担い手づくり
- ⑤保健福祉センター事業（高齢者関連）

安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①災害時救援活動のための社協基盤整備方策（初動体制マニュアル）・災害ボランティアセンター運営マニュアルの点検 ②（仮称）災害救援ボランティア活動連絡会議の開催 ③災害対応セミナーの実施 ④災害ボランティアセンター設置運営訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤友愛訪問活動 ⑥地域福祉活動を通じたルール・マナーの呼びかけ ⑦送迎ボランティアサービス事業 ⑧福祉カー貸付事業 ⑨安心生活創造事業（再掲載） ⑩備品貸出事業 ⑪収集ボランティア活動の紹介 |
|---|---|

第3章 計画を支える重点的な取り組み

第4次活動計画で掲げる基本理念と3つの取組方針に基づき、計画策定の背景（第1章（3）参照）を踏まえ、次の5つの項目を重点的な取り組みとして定め、それぞれの取り組みを着実に推進していきます。

1 地域福祉推進のためのネットワークづくり

《方向性》

「市原市地域福祉計画」では、第2期計画においても、日常生活圏域としての小学校区を範囲とした小域福祉圏において、地域福祉の具体的な取り組みを話し合い、また、活動する場として、地域住民を主体とした「小域福祉ネットワーク」の設置が求められています。

このネットワークは、地域社会の総意を結集するために、地域住民（当事者を含む）、町会・自治会、民生委員・児童委員、学校（PTA）、子ども会、老人クラブ、NPO、ボランティア、福祉施設その他の福祉事業者、商店会、医療機関など、地域特性や実情に見合った幅広い組織・団体、個人で構成します。

地域住民や関係組織・団体などとの話し合いやアンケートなどにより、地域でどのような生活（福祉）課題、ニーズがあるのかを明らかにし、改善、解決するためにはどのような援助活動が必要かを検討し、組織的な活動展開に移していきます。

市社協は、第3次活動計画に引き続き、市社協支部と連携し、ネットワークの設置促進と運営支援を担うとともに、事務局を担当します。

【小域福祉ネットワークの設置目標値】

市社協では、第3次活動計画に引き続き、市社協支部と連携しながら小域福祉ネットワークの設置促進に取り組み、平成25年度末までに市内の46小学校区の全てに設置（もしくは46小学校区の全てを対象とする体制）することを目指します。

項 目	現 状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
設置数	22 校区	28 校区 (6 校区増)	36 校区 (8 校区増)	46 校区 (10 校区増)	運営支援	運営支援

（ ）内は前年度比

＜取り組み方策＞

(1) 設置促進のための取り組み

小域福祉ネットワーク未設置あるいは設置数が少ない地区については、市社協支部を中心に、地域の関係組織・団体などと調整をした上で「モデル校区」の設定を進めるとともに、各校区での説明会の開催などに取り組みます。

また、設置は進んでいるものの、未設置校区のある地区については、これまでの設置に向けた経過や取り組みなどについて、地域関係者などに必要な助言やアドバイスを行うなど、全校区での設置に向け、積極的なアプローチを行います。

【各地区の年度別設置目標値】

地 区（小学校数）	現 状	23 年度	24 年度	25 年度	備 考
姉 崎（3 小学校）	3 校区				
五 井（7 小学校）			3 校区	4 校区	
市 原（6 小学校）	1 校区	1 校区	3 校区	1 校区	
辰 巳 台（3 小学校）	1 校区		3 校区		細分化の検討
市 津（3 小学校）			1 校区	2 校区	
三 和（4 小学校）	4 校区				
南 総（6 小学校）	6 校区				
加 茂（4 小学校）			1 校区	3 校区	
有 秋（3 小学校）		3 校区			
ちはら台（4 小学校）	3 校区	1 校区			細分化の検討
国分寺台（3 小学校）	2 校区	1 校区			

○辰巳台地区は、地区内の3小学校区を対象とする中学校区でネットワークが組織されています。（平成23年7月末現在）

○ちはら台地区は、3小学校区のネットワークが合同で地区全体を対象とする体制としています。（平成23年7月末現在）

(2) 運営支援のための取り組み

各小域福祉ネットワークで行われている推進委員会や部会などに、積極的に市社協職員が参加し、必要な助言やアドバイスを行うとともに、住民主体による自主的運営に向けた取り組みを進めます。

また、ネットワーク代表者で構成する「いはら小域福祉ネットワーク連絡会議」や、ネットワークの推進主体である市社協支部が中心となり、中域福祉圏内のネットワーク代表者で構成する「ネットワーク連絡会議」において、組織間の情報の共有化や連携・協働体制を確立していくとともに、各ネットワークの組織体制の充実・強化を図ります。

2 地域福祉推進のための担い手づくり

《方向性》

誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らしていくためには、行政や専門機関による公的サービスの提供に加え、地域住民の一人ひとりが自主的・主体的に地域が抱えている課題の改善、解決に向けた取り組みに参加することが求められています。

現在、「小域福祉ネットワーク」の設置数は20団体（22小校区）を数え、800名を超える住民が参加しており、着実に地域福祉推進の担い手は増加しているものの、地域での会合や活動に参加するのはいつも同じ顔ぶれであったり、また、後継者不足という課題が各地区で見受けられます。今後も地域福祉活動を活性化していくためには、活動を推進する人の存在が重要であり、継続的に担い手の確保に取り組む必要があります。

地域には、様々な知識や経験、能力を持った人がおり、「誰かの役に立ちたい」「地域に貢献したい」と思っている人も多くいます。このような地域の多様な人材を発掘し、地域福祉活動に参加できるよう、きっかけづくりや環境づくりなどの取り組みを進めます。

《取り組み方策》

(1) 啓発活動の充実

情報の公開・共有は、これから地域福祉活動に参加してみたいという人のきっかけづくりとなり、また、すでに地域福祉活動に参加している人にとっても、活動の幅を広げ、より充実した活動につながっていくことが考えられます。

市社協では、機関紙「社協だより」や市原市市民活動センター情報誌「i ほっと通信」、ホームページなどを通じ、市民に対して地域福祉に関する情報提供を行っていますが、今後は職員で構成する「ワーキングチーム」を継続的に開催し、情報発信機能の強化、拡充を行うことで活動参加の「選択肢」の拡張を図ります。

また、市社協支部や小域福祉ネットワークが発行する広報紙についても、紙面構成の充実を図るとともに、より多くの地域住民が目にすることができるよう、町会・自治会をはじめとする地域の関係組織・団体との連携を強化し、配布方法の拡充に取り組んでいきます。

(2) 活動参加へのきっかけづくり

① 学校教育としての福祉教育の推進

児童・生徒を対象とした「出前講座」の実施や「敬老会」などの地域行事における余興、運営支援など、様々な取り組みを通して福祉について学ぶ機会を設けることで、

学校教育の一環としての福祉教育の推進を図っていきます。

また、自らが体験することで福祉への興味・関心を高めるとともに、地域福祉活動への参加のきっかけづくりにつなげていきます。

② 生涯学習としての福祉教育の推進

今後も様々な情報資源を通じ、「市原市保健福祉センター」（アネッサ・サンハート）や「市原市市民活動センター（iほっと）」の周知、活用の促進を図ることで、活動の場を広げるとともに、新たな活動の機会を提供していきます。

また、地域福祉活動への理解や担い手の育成を目的として開催している主催講座や研修会、イベントなどを通じ、新たな人材の発掘・育成に取り組みます。

③ 人づくりとしての福祉教育の推進

小域ネットワーク未設置地区などに対し、積極的にアプローチを図り、ネットワークの新設による新たな担い手の発掘や活動の場の提供を促進します。

また、市社協支部や小域福祉ネットワークなどが取り組む地域福祉活動に、地域の多様な組織・団体・個人が参加しやすい環境づくりや機会づくりに取り組み、地域福祉活動の実践を通じた担い手づくりを進めます。

(3) 担い手の資質向上のための支援

各小域福祉ネットワークにおいて運営支援を行うほか、先進地の取り組みを視察するなどの研修事業を充実させ、担い手の資質向上を図るとともに、各種研修への参加促進を行い、地域福祉活動のリーダーや中心的役割を担う人材の育成に努めます。

また、ボランティア・NPOなどの市民活動支援を目的とする「市民活動アドバイザー」を養成し、市民活動全般に関する新たな相談支援体制を構築することで活動への疑問や不安を軽減し、より充実した、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

3 地域福祉推進のための相談体制づくり

《方向性》

近年の急速な高齢化や一人暮らし高齢者などの増加、ひとり親家庭を取り巻く日常生活や子育てに対する不安、いじめ、引きこもり、児童虐待など、地域では様々な課題が見え始めてきています。

市社協では、これまでも「市原市心配ごと相談所」の運営とともに、「法人本部」、「市原市保健福祉センター」（アネッサ・サンハート）、「市原市市民活動センター（iほっと）」での相談支援活動、また、市社協支部が中心に取り組んでいる「ふれあい・いきいきサロン」や「ふれあい・子育てサロン」などの地域福祉活動で日常的な相談などに対応してきましたが、福祉制度の複雑化や度重なる制度改正、福祉ニーズの多様化などもあり、今後、地域の中では支援を必要としている人はますます増加するものと思われます。

このような状況のもと、誰もが住み慣れた地域で、安心して日常生活を送るために、住民のより身近で気軽に相談できる場や機会を設けていくとともに、切れ目のない相談支援体制の構築を図っていきます。

《取り組み方策》

(1) 既存の相談体制の検証・見直し

民生委員・児童委員の協力により実施している心配ごと相談所や、法人本部、保健福祉センター（アネッサ・サンハート）、市民活動センター（iほっと）での職員による相談支援活動など、現状の相談体制のあり方や機能について検証、見直しを進め、市社協支部や関係組織・団体などと連携した「地域密着型」の相談支援体制の構築を図ります。

(2) 地域における相談体制づくり

これまでの地域福祉活動による日常的な相談対応の充実・強化を図るとともに、潜在的な課題の掘り起こしや課題の深刻化を軽減するために、地域の各種組織・機関・団体との連携・協働体制をさらに強化し、住民のより身近で気軽に相談することのできる場や機会を提供していきます。

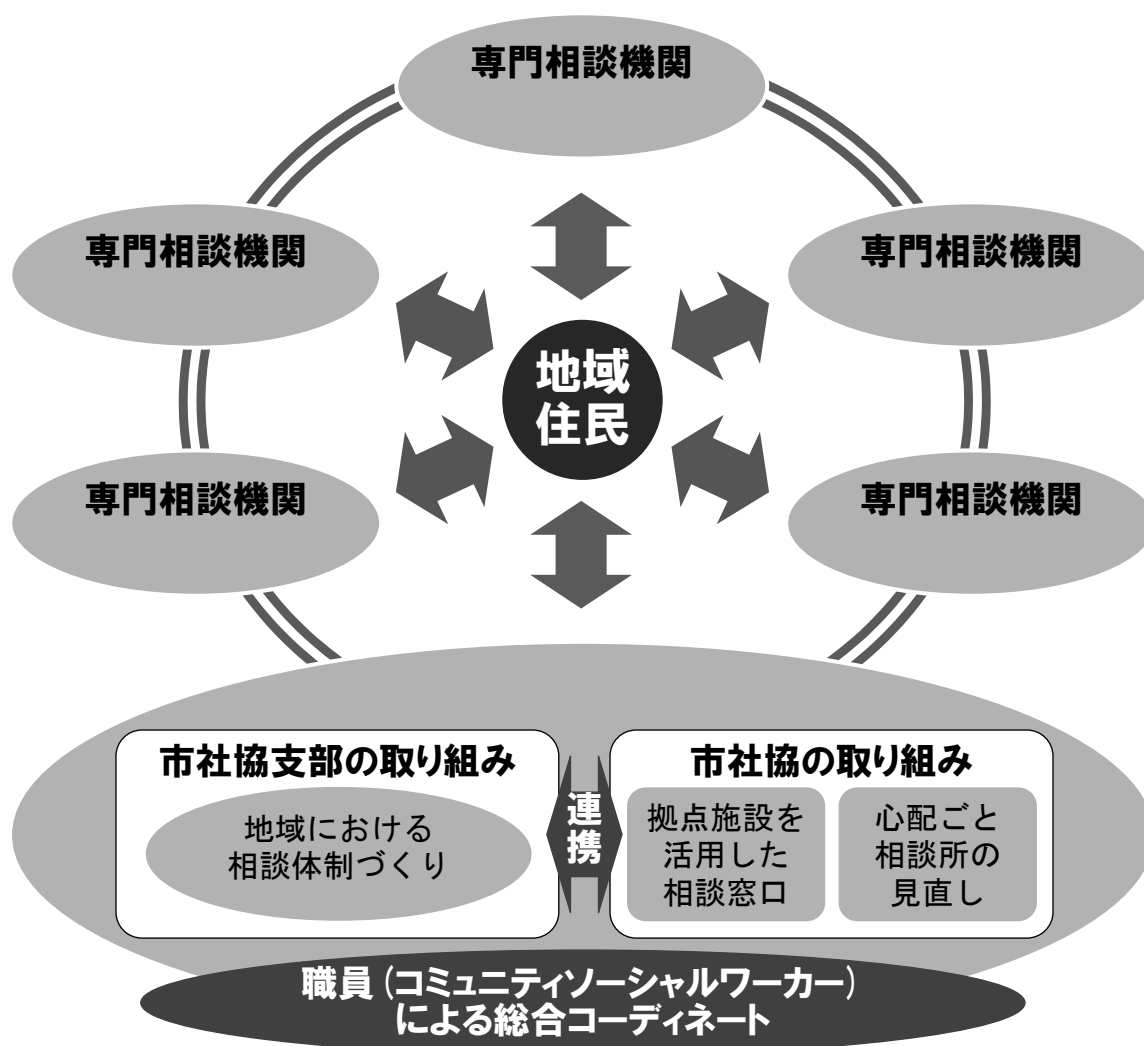
(3) 専門職員（コミュニティソーシャルワーカー）による相談支援体制づくり

地域特性や実情に応じながら、地域住民や各種組織・機関・団体などと協働し、地域支援を総合的に展開することのできる職員（コミュニティソーシャルワーカー）の

地域配置を進め、拠点施設を活用した相談支援活動を展開します。

また、市社協支部が取り組む相談支援活動への支援や専門相談機関とのネットワークづくりなど、相談支援の総合的なコーディネートを行い、切れ目のない相談支援体制の構築に積極的に取り組めます。

<相談支援活動の取り組みイメージ図>



4 地域福祉推進のための情報共有の場づくり

《方向性》

地域で発見された生活（福祉）課題やニーズを、改善、解決につなげていくためには、地域福祉推進に携わる関係者の間で情報が共有されていることが重要です。

市社協では、地域福祉活動の実践者である市社協支部や小域福祉ネットワークをはじめ、関係機関・組織・団体との情報の共有化を図っていますが、地域福祉のさらなる推進を図っていくために、これまで以上に情報共有の機能を強化するとともに、共有を図るための場づくり、機会づくりに取り組みます。

また、「市原市地域福祉計画」では、地域福祉を効率的・効果的に推進していくために、小域福祉圏、中域福祉圏、基本福祉圏の「3層の福祉圏域」が設定されていますが、それぞれの福祉圏がその機能と役割を発揮するためには、圏域ごとにどんな情報をどのように共有化すべきなのかを明確にすることが重要であることから、それぞれの福祉圏に応じた取り組みを進め、関係者間における情報の共有化を図っていきます。

《取り組み方策》

（1）小域福祉圏における情報の共有

地域住民の日常生活圏としての小学校区を範囲とする「小域福祉圏」は、その地域で暮らす住民の生活（福祉）課題、ニーズを直接的に取り組みに反映することのできる圏域です。

住民参加・住民主体による課題解決に向けた仕組みづくりを進めていくには、まずは住民が日常生活を送る上でどのような生活（福祉）課題を抱えているのかを把握し、その情報を関係者間で共有化し、地域の問題は自分たちの問題として認識していくことが重要です。

また、地域特性や実情に応じた地域福祉活動を展開していくためには、その地域が持つ強みや弱みなどを把握することも必要であることから、小域福祉ネットワークなどの組織を活用し、これらの情報の共有化に取り組みます。

（2）中域福祉圏における情報の共有

地域住民の社会活動などの単位となっている市役所支所区域を範囲とする「中域福祉圏」の中には、様々な住民組織・団体があり、それぞれが目的を持って住み良いまちづくりのために活動を展開しています。しかしながら、複雑・多様化してきている地域の諸問題に対しては、個々の組織・団体だけの取り組みでは改善、解決することができないものもあり、このような課題には、“地域の連携・協働の力”で取り組む必要があります。

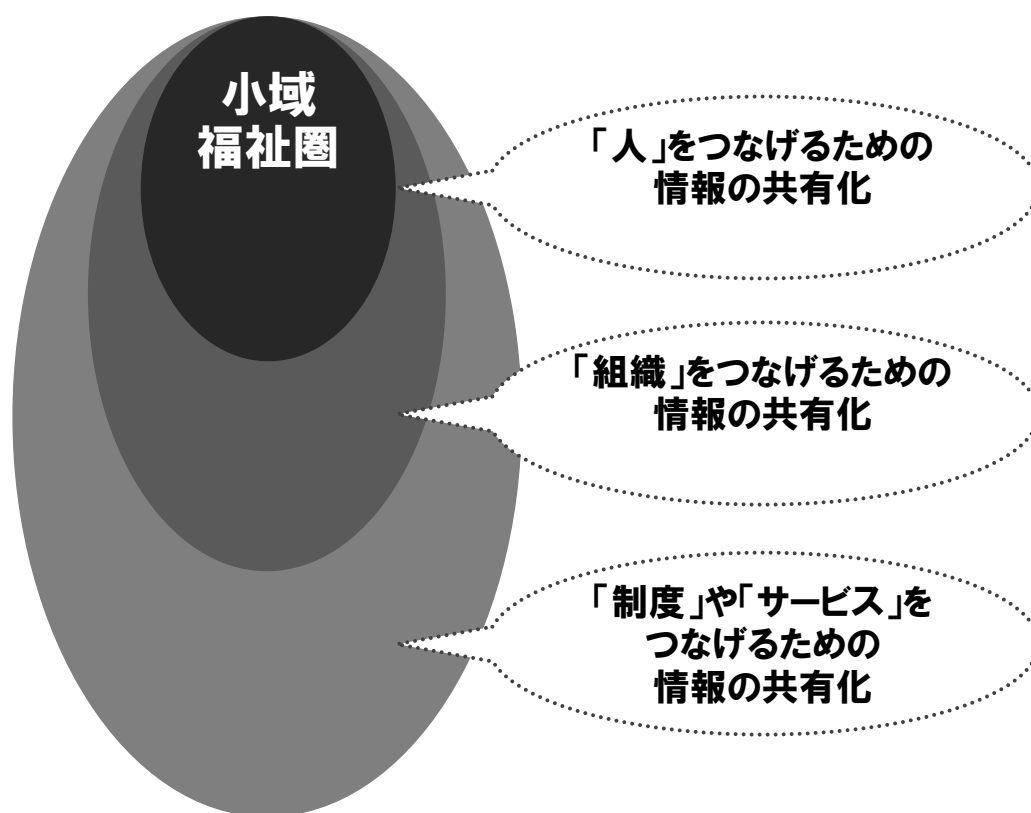
地域の中での連携・協働体制を構築していくためには、まずは市社協支部が中心となって地域の多様な組織・団体が集い、それぞれの活動や抱えている課題などを話し合い、情報を共有化することが重要であり、そのための場づくり、機会づくりに取り組みます。

(3) 基本福祉圏における情報の共有

市原市全域を範囲とする「基本福祉圏」では、地域福祉を推進するための基本的な制度やサービスが存在していますが、より効率的・効果的な事業展開を図っていくためには、それらの情報を、福祉をはじめ、保健・医療など各関係機関の間で共有することが重要です。

今後の地域福祉のさらなる推進を図っていくために、基本福祉圏におけるこれら関係機関が集う場を活用し、情報の共有化を図り、連携・協働体制の構築に積極的に取り組みます。

<3層福祉圏域における情報共有の関係イメージ図>



5 地域福祉推進のための市社協の基盤づくり

《方向性》

市社協では、これまでも「市原市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進に取り組んできましたが、今後、ますます進行する少子高齢化や核家族化、地域社会のつながりの希薄化などに伴い、行政や専門機関による公的サービスだけでは対応できない多様な生活（福祉）課題の改善、解決に向けての体制基盤を強化することが急務となっています。

そのため、地域特性や実情に即し、効率的・実践的な組織体制を構築し、地域福祉推進基盤を強化するとともに、併せて健全な法人運営を構築するために運営基盤の強化を図ります。

また、市原市内の各地区において、住民参加・住民主体による「新たな支え合い」を確立していくためには、小域・中域福祉圏における地域福祉の推進役を担う市社協支部の組織や運営体制などを強化することが不可欠であることから、「市社協支部」組織から「地区社会福祉協議会」（以下「地区社協」という。）への計画的な移行を進め、推進力の強化を図ります。

《取り組み方策》

（1）地域福祉推進基盤の強化

地域福祉のさらなる推進を図るため、また、きめ細やかな支援をするために、地域特性や実情に応じながら、地域住民や各種組織・機関・団体などと協働し、地域支援を総合的に展開することのできる職員（コミュニティソーシャルワーカー）の地域配置を進めます。

【4エリア構想による職員の地域配置】

市社協が管理、経営する「市原市保健福祉センター」2館（アネッサ・サンハート）と「市原市市民活動センター（iほっと）」を「エリア推進センター」として位置づけ、職員をそれぞれ配置し、当該エリアごとに総合的な支援を行います。

エリア	対象区域	拠点施設
東部エリア推進センター	辰巳台・市津 ちはら台	・市社協事務局（拠点施設の環境が整うまでの間は機能を法人本部に置く）
西部エリア推進センター	姉崎・有秋	・市原市姉崎保健福祉センター（アネッサ）
中・南部エリア推進センター	三和・南総 加茂	・市原市三和保健福祉センター（サンハート） ・旧南部保健相談室
北部エリア推進センター	五井・国分寺台 市原	・市原市市民活動センター（iほっと）

- エリア拠点に配置する職員は、施設運営、管理業務と併せ、エリア内の地域福祉推進に関わる業務を担当し、地域福祉活動に関する支援を総合的にコーディネートします。
- 地域福祉推進にかかる施策の総合的な企画・立案、各計画の進行管理、各エリアの総合調整、また、市原市全体を対象とする福祉サービス事業は、法人本部内に設置する「地域福祉活動推進チーム」が所掌します。併せて、東部エリア推進センター業務を担当します。

(2) 地域福祉推進拠点の機能強化

今後の地域福祉推進基盤の強化を図るための手段として、保健福祉センター（アネッサ・サンハート）と市民活動センター（iほっと）を積極的に活用していくこととし、従来の施設機能に加え、明確に地域福祉活動推進拠点施設（エリア推進センター）として位置づけ、地域特性や実情、ニーズなどに沿った多様な事業展開、業務を担っていきます。

また、市原市が新たに設置を予定している「（仮称）市原市南部保健福祉センター」など、地域福祉活動の拠点となり得る施設についても、指定管理指定に向けて積極的に取り組みます。

(3) 法人運営基盤の強化

市社協の使命や目標を明確にし、第4次活動計画に基づき、さらなる地域福祉を推進するための基盤の強化と健全な法人経営を構築するために、本計画と計画期間を同じくする「第2次発展・強化計画」において掲げた目標の達成に向け、積極的に取り組みを進めていきます。

(4) 「市社協支部」組織から「地区社協」への移行

市社協が策定した「地区社協化計画」※に基づき、今後、平成23年度と平成24年度の2年間を準備期間とし、組織化に向けた体制整備や既存事業の見直し・拡充、新規事業の企画・立案などについて市社協支部と市社協とが協働で取り組み、平成25年4月1日をもって、全ての市社協支部を地区社協へと移行します。

※「地区社協化計画」とは・・・

(P77 掲載)

「地区社協化計画」は、「市原市地域福祉計画」及び「市原市地域福祉活動計画」の具現化を図るために、「市社協支部」組織から「地区社協」への移行を計画的に進めるための指針として、本計画と時を同じく策定した計画です。

第4章 計画に基づく個別事業の展開

「市原市地域福祉計画」では、「高齢者、障がい者、子どもを始め、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるまち」の実現のために、4つの目標を導き出しており、第2期計画においても、この「4つの目標」は継承されています。

「市原市地域福祉活動計画」においても、第3次活動計画に引き続き、4つの目標（目指す地域福祉の方向）と17の対応方針に沿いながら、両計画が目指すまちの実現に向けて取り組めます。

1 支え合い・助け合いのあるまちづくり

地域が抱えている生活（福祉）課題は複雑・多様化、また、地域によっても異なりを見せており、行政や福祉事業者などの公的サービスの適切な提供はもちろんのこと、地域におけるインフォーマルな福祉機能が欠かせないものとなっています。

地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域で安心した暮らしを送るために、住民同士がともに支え合える関係の築かれたまちづくりを進めていきます。

(1) ちょっとした困りごとは、支え合い・助け合いで解決しよう！

地域の住民自らが、地域での課題は自分の課題として受け止め、その課題の改善、解決に向け、みんなで支え合う・助け合う仕組みづくりに取り組めます。

① 日常生活支援事業（いちほら支え合い・助け合い活動）【新規事業】

市社協支部が中心となり、公的な福祉サービスでは補えない地域や住民の困りごとなどを地域ぐるみで支え合う・助け合うために、地域特性や実情に応じた独自性・自主性のある新たな取り組みを推進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施支部の拡大	—	3 支部	拡充	7 支部	拡充	11 支部

【推進方策】

実施支部の拡大を図っていき、平成 27 年度からは全ての支部で「日常生活支援事業」を実施します。

② 安心生活創造事業（国モデル事業）【拡充事業】

南総地区において、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、安心訪問員による見守り支援などの取り組みを推進するとともに、事業を通じて培ったノウハウなどを他地区にも展開していきます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
南総地区における取り組みの充実	実施	充実・拡充				
取り組みのノウハウの他地区への普及・活用	南総地区	拡充				
【推進方策】 新規利用者の把握や安心訪問員の増員、フォローアップ研修による資質向上を図りながら、取り組みの充実を図ります。また、ノウハウなどの他地区への普及・活用に取り組み、地域での支え合い・助け合い活動の充実を図ります。						

③ ホームケアサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）【拡充事業】

在宅の高齢者や障がい者、母子・父子家庭などで家事援助などの福祉サービスを必要としている方を対象に、有償の在宅福祉サービスを提供し、自立した生活を支援します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業の抜本的な見直し	実施	検討・見直し		実施・拡充		
【推進方策】 公的制度とのすみ分けや、利用会員・協力会員へのアンケートを実施するなど事業の調査、分析、見直しを行い、効果的な事業展開を図ります。						

(2) 地域の活動に参加しよう！

地域で活動している様々な組織・団体と、地域住民とが一体となってネットワークを組み、組織的な地域活動が展開されるよう、積極的に取り組みを進めます。

① 地区人材育成事業【新規事業】

市社協支部が中心となり、地域特性や実情に応じながら、地域福祉を推進していくための新たな担い手となる人材を発掘・育成するための取り組みを推進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施支部の拡大	—	3 支部	拡充	7 支部	拡充	11 支部
【推進方策】 実施支部の拡大を図っていき、平成 27 年度からは全ての支部で「地区人材育成事業」を実施します。						

② 福祉バザーの実施【拡充事業】

歳末たすけあい運動への協力事業として実施している「福祉バザー」について、歳末たすけあい運動の目的や収益金の使途などを周知し、地域の多様な組織・団体・個人の参加と協力を求めています。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
収益金の新たな活用方法の検討と収益増	収益金 300 万円	検討		実施・拡充		収益金 400 万円
【推進方策】 収益金の新たな活用方法を検討し、地域住民の“目に見える活用”を図っていくことで事業への協力者を増やし、収益金の増加を図ります。						

③ 地域の先駆的な取り組みの紹介【拡充事業】

社協だよりやホームページなどを通じ、地域で先駆的に行っている取り組みを他地区にも紹介し、活動参加のきっかけを提供するとともに、活動の広がりを図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
社協だよりの見直し	年 6 回 発行	見直し・強化・拡充				
ホームページの見直し	適宜更新	見直し・強化・拡充				
【推進方策】 市社協職員で構成する見直しのための「ワーキングチーム」を適宜開催し、地域福祉に関する情報発信機能の強化に努めます。						

④ 地域活動への参加のきっかけづくり【拡充事業】

市社協や市社協支部、小域福祉ネットワークなどが住民参加により実施する様々な地域活動を通じ、活動参加のきっかけを提供するとともに、活動の広がりを図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
地域における啓発活動の充実	実施	充実・拡充				
【推進方策】 市社協支部や小域福祉ネットワークが発行する広報紙の充実とともに、地域の関係組織・団体と連携しながら、広く地域住民への周知を図ります。						

(3) ボランティア活動の輪を広げよう！

ボランティア・NPOなどの市民活動の新たな担い手となる人材の発掘・育成とともに、活動のすそ野を広げるための取り組みを進めます。

① 市民活動センターの管理運営、機能の充実【拡充事業】

市民活動の拠点施設として、ボランティア・NPOなどの市民活動の支援や活性化のための機能の充実を図るとともに、市民との連携・協働により、地域福祉の推進に取り組みます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
施設利用者の増加	年間 5,300 人	強化・拡充				年間 6,000 人
【推進方策】 施設の周知活動を行うとともに、利用者アンケートを実施するなど利用しやすい施設とするための機能の充実に取り組み、施設利用者の増加を図ります。						

② 市民活動センター事業（各種講座・研修会の実施）【拡充事業】

ボランティア・NPOなどの市民活動の一層の推進を図るために、新たな人材の発掘・育成や活動実践団体（者）に対する支援などを目的とした様々な事業を実施します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
活動登録者の増加	登録者 3,800 人	強化・拡充				登録者 4,300 人
【推進方策】 地域住民のニーズ把握に努め、ボランティア活動に結びつく講座や研修会、イベントなどを実施することで、ボランティア活動者を含め、事業参加者の増加を図ります。						

③ 保健福祉センター事業（ボランティア関連事業の実施）【拡充事業】

市社協が経営する保健福祉センター（アネッサ・サンハート）で実施する様々な地域福祉センター事業を通じ、ボランティア活動の一層の推進を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業参加者の増加	年間 3,800 人	強化・拡充				年間 4,300 人
【推進方策】 地域住民のニーズ把握に努め、ボランティア活動に結びつく講座や研修会、イベントなどを実施することで、ボランティア活動者を含め、事業参加者の増加を図ります。						

④ 市民活動へ参加しやすい環境づくり【拡充事業】

ボランティア・NPOなどの市民活動全般に関する相談体制を充実させるとともに、情報誌「iほっと通信」などによる情報提供や啓発を行い、活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
市民活動アドバイザーの養成	—	実施・拡充				5 名 養成終了
i ほっと通信設置場所の開拓	設置場所 118 か所	拡充				設置場所 150 か所
【推進方策】 現行の「ボランティアアドバイザー制度」を見直し、新たに市民活動アドバイザーを養成するとともに、関係機関・団体だけでなく、医療機関や企業、商店などとも連携し、「i ほっと通信」の設置場所の拡大を図ります。						

(4) お互いの立場を認め合おう！

支え合い・助け合いのある地域社会を築いていくために、多様な立場の人達の相互理解を深めるとともに、福祉の心の醸成を推進します。

① 福祉教育の推進【拡充事業】

共生と自立を支え合える地域社会とするために、あらゆる年代を対象に、関係機関・団体などとも連携しながら、地域ぐるみで福祉教育を推進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
年代に応じた福祉教育プログラムの作成	—	実施・充実・拡充				
【推進方策】 関係機関・団体などとの連携のほか、地域の多様な社会資源も活用しながら、年代に応じた「福祉教育プログラム」を作成し、実行します。						

② ふれあいレクリエーションの実施【拡充事業】

在宅で生活する心身障がい児（者）とその兄弟姉妹などが、のびのびと過ごせる機会やボランティアとの交流の場を提供するとともに、青少年ボランティアに主体的に取り組んでもらうことで、地域生活を支えるための人材の育成を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業の抜本的な見直し	実施	検討・見直し		実施・拡充		
【推進方策】 関係機関や当事者団体などと連携し、障がい児（者）などのニーズ把握に努める など事業の調査、分析、見直しを行い、効果的な事業展開を図ります。						

③ ノーマライゼーション理念の浸透【継続事業】

みんなが一緒に暮らせる地域社会とするために、社協だよりやホームページなどを通じ、ノーマライゼーション理念（障がいの有無などに関係なく、社会生活を共にするのが正常であり、本来の望ましい姿であるとする考え方）が広く市民に浸透するよう、啓発に努めます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
啓発活動の充実	実施	継続・充実				
【推進方策】 社協だよりの見直しやホームページのリニューアルにより、地域福祉に関する情報発信機能を強化し、共生と自立を支え合える地域社会とするための啓発活動に取り組めます。						

④ 地域福祉活動への当事者の参画【拡充事業】

誰もが、住み慣れた地域で、安心して生活できる地域社会とするために、高齢者や障がいを持つ方などの地域福祉活動への参画を促し、世代間の融和やお互いの立場の相互理解を深めていきます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
高齢者、障がい者などの参加促進	実施	拡充				
【推進方策】 関係機関や当事者団体などの連携を強化し、地域福祉活動への当事者の方の参加を促進します。						

(5) 子育て家庭への支援をしよう！

少子化が進む中、子育てに悩みを抱える保護者の孤立を防ぐとともに、子育て支援に関する取り組みを通して、地域全体の子育ての力を高めていきます。

① ふれあい・子育てサロン事業【拡充事業】

福祉関係者や先輩ママなどと交流する中で、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域の中で孤立することのないよう、仲間づくりの場を提供します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施会場の拡大	13 会場	15 会場	拡充	17 会場	拡充	20 会場
【推進方策】 市社協支部を中心に、地域の関係組織・団体などと連携しながら、より身近で気軽に参加できる交流の場づくりを推進します。						

② ファミリー・サポート・センター事業（市原市委託事業）【継続事業】

子育てを援助してほしい人と援助したい人を会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を行い、子育て家庭の負担が少しでも軽くなるようにお手伝いをします。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
会員数の増加	利用会員 212 人 協力会員 82 人	拡充				利用会員 320 人 協力会員 130 人
サブリーダーの設置	—	実施・拡充				5 地区 設置終了
【推進方策】 市原市担当課と連携しながら、事業の周知活動を行い、会員数の増加を図るとともに、地区のとりまとめ役・調整役となる「サブリーダー」を養成し、事業展開の充実に努めます。						

③ 保健福祉センター事業（子育て関連事業の実施）【拡充事業】

市社協が経営する保健福祉センター（アネッサ・サンハート）で実施する様々な児童館事業を通じ、子育て家庭への支援を行います。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業参加者の増加	年間 12,000 人	強化・拡充				年間 13,000 人
【推進方策】 地域住民のニーズ把握に努めるとともに、適宜評価、検証を行い、ニーズの応じた事業を実施することで、事業参加者の増加を図ります。						

2 身近にふれ合える場のあるまちづくり

今日の地域社会は、少子高齢化や核家族化の進行、社会構造や住民意識の変化などにより、人と人とのつながりや地域の絆が希薄化してきており、そのことは将来に向かって大きな不安を抱かせます。

閉じこもりや地域の中での孤立を防ぐために、子ども、若者、中高年、高齢者など多様な世代が互いにふれ合う場や機会を提供していき、地域で暮らす誰もが、いきいきとした生活を送ることのできるまちづくりを進めています。

(1) みんなで交流しよう！

閉じこもりや地域の中での孤立を防ぐために、地域の中での「交流の場」「ふれあいの場」「仲間づくりの場」づくりに取り組みます。

① ふれあい・いきいきサロン事業【拡充事業】

一人暮らし高齢者などが、家に閉じこもらず、いきいきと安心した生活が送れるよう、交流やふれあい、仲間づくりの場を提供します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施会場の拡大	26 会場	28 会場	拡充	32 会場	拡充	36 会場
【推進方策】 市社協支部を中心に、地域の関係組織・団体などと連携しながら、より身近で気軽に参加できる交流の場づくりを推進します。						

② ふれあい・はつらつサロン事業【新規事業】

在宅で生活する心身障がい者（児）の方々が、自分らしく地域で暮らせるよう、交流やふれあい、仲間づくりの場を提供します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施会場の拡大	—	2 会場	拡充	4 会場	拡充	6 会場
【推進方策】 市社協支部を中心に、地域の関係組織・団体などと連携しながら、より身近で気軽に参加できる交流の場づくりを推進します。						

③ 敬老会事業(市原市共催事業)【継続事業】

市社協支部や敬老会事業実行委員会が主体となり、地域ぐるみにより地域特性や実情にあった内容で長寿を祝うとともに、交流やふれあい、仲間づくりの場としても積極的に展開します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
参加率の向上	26.2%	拡充				30%
実施会場の拡大	65 会場	拡充				90 会場
【推進方策】 地域の関係組織・団体、市原市担当課と連携しながら、より多くの対象者に参加いただき、楽しんでいただける事業とするために、地域ぐるみで取り組みます。						

④ 世代間交流機会の促進【拡充事業】

ふれあいサロン事業や保健福祉センター事業、小域福祉ネットワークの取り組みなどにおいて、地域の中で子どもや高齢者、障がいを持つ方などが、楽しく交流できる機会づくりを推進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
世代間交流の機会づくりの推進	実施	拡充				
【推進方策】 地域の関係組織・団体などと連携しながら、身近で気軽に参加できる世代間交流の機会づくりを推進します。						

(2) 気軽に集まれる場をつくろう！

公共施設や指定管理施設、地域の集会所などを活用し、地域の中で気軽に「集える場」「居場所」「たまり場」づくりに取り組みます。

① ふれあいサロン事業(再掲載)

地域の関係機関・団体などと連携しながら、「ふれあい・いきいきサロン事業」「ふれあい・はつらつサロン事業」「ふれあい・子育てサロン事業」など、身近な範囲で、気軽に集まり、楽しむことができる「場」づくりを推進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
気軽に集まれる場づくりの推進	実施	拡充				
【推進方策】 市社協支部を中心に、地域の関係組織・団体などと連携しながら、身近で気軽に参加できる集いの場づくりを推進します。						

② 市民活動センター・保健福祉センターの利用促進【拡充事業】

社協だよりやホームページなどを通じ、地域福祉活動の拠点施設として、市民活動センターや保健福祉センターの利用促進を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
施設利用者の増加	実施	強化・拡充				
【推進方策】 社協だよりの見直しやホームページのリニューアルにより、地域福祉活動の拠点施設としての活用を広く活動実践団体（者）に周知し、施設利用者の増加を図ります。						

③ 地域と連携した居場所づくり【拡充事業】

地域の関係機関・団体などと連携し、公共施設だけでなく、空き店舗や空き家などといった社会資源も活用しながら、地域の中での居場所づくりを推進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
地域での居場所づくり の推進	実施	協議・拡充				
【推進方策】 居場所の確保について市原市と継続的に協議していくとともに、市社協支部をはじめとする地域の関係組織・団体などと連携しながら、地域の中での居場所づくりを推進します。						

④ 企業とのコラボレーションによる居場所づくり【新規事業】

地域で店舗を構えている企業などとのコラボレーションを図りながら、地域の中での居場所づくりを推進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
地域での居場所づくり の推進	—	実施・拡充				
【推進方策】 市社協支部をはじめとする地域の関係組織・団体などと連携しながら、社会貢献活動を行う（行おうとする）企業とのコラボレーションを図り、地域の中での居場所づくりを推進します。						

(3) みんなで情報を共有しよう！

効果的・組織的な支援活動を行うために、地域で生じている課題情報や、支援を必要とする人々のニーズ情報などについて、関係者間での共有化を図ります。

① 支部連絡協議会の開催【拡充事業】

市社協支部長で構成する「支部連絡協議会」において、地域福祉の推進に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、地域課題や問題などの情報の共有化を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
情報共有機能の強化	年 4 回 開催	強化・拡充				
【推進方策】 関係者間で課題や情報を共有化するための機能を強化し、市原市全域の地域福祉の推進について協議する場としての運営を図ります。						

② いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催【拡充事業】

小域福祉ネットワーク代表者で構成する「いはら小域福祉ネットワーク連絡会議」において、地域福祉の推進に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、地域課題や問題などの情報の共有化を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
情報共有機能の強化	年 1 回 開催	強化・拡充				
【推進方策】 開催頻度と充実度を高めるとともに、関係者間で課題や情報を共有化するための機能を強化し、市原市全域の地域福祉の推進について協議する場としての運営を図ります。						

③ 中域福祉圏におけるネットワーク連絡会議の開催【拡充事業】

市社協支部が中心となり、中域福祉圏内の小域福祉ネットワーク代表者で構成する「ネットワーク連絡会議」を開催し、地域福祉の推進に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、地域課題や問題などの情報の共有化を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
設置地区（支部）の拡大	2 地区 設置	拡充・強化				11 地区 設置
【推進方策】 小域福祉ネットワークの設置促進と併せて「ネットワーク連絡会議」設置地区を拡大していき、組織間の情報の共有化を図るとともに、連携・協働体制の確立を図ります。						

④ 日常生活自立支援事業【拡充事業】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行います。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業の単独実施	—	検討	実施・充実・強化			
法人後見の受任	—	調査・検討				実施
【推進方策】 単独実施に向けた要員や運営経費などの環境整備について、市原市や県社協との協議を進めます。また、「法人後見」の受任についても検討を進め、平成 27 年度からの実施を目指します。						

(4) 気軽に相談できる人・窓口をつくろう！

住民の身近な範囲で、気軽に相談することができる場や機会を提供するとともに、関係機関・団体などと連携し、切れ目のない相談支援体制の構築に取り組みます。

① いちはら相談支援事業【新規事業】

市社協支部が中心となり、住民の身近な範囲で、気軽に相談することのできる場や機会の提供を図るために、住民参加・住民主体による新たな相談支援体制の構築に取り組みます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施支部の拡大	—	2 支部	拡充	7 支部	拡充	11 支部
【推進方策】 実施支部の拡大を図っていき、平成 27 年度からは全ての支部で「いはら相談支援事業」を実施します。						

② (仮称) 心配ごと相談所見直し検討会の開催【新規事業】

民生委員・児童委員の協力により、市民からのあらゆる生活上の相談に応じ、問題解決の手助けとなるために開設している「心配ごと相談所」のあり方や機能などについての見直しを進め、相談体制の充実を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
見直し検討会の設置	—	検討・見直し		実施・拡充		
【推進方策】 他機関が行う相談支援活動や近隣他市の取り組み状況なども参考とし、多様な視点から「心配ごと相談所」の見直しを進めます。						

③ 市社協の各種貸付制度の紹介(市原市・県社協委託事業)【継続事業】

社協だよりやホームページなどを通じ、市社協の各種資金貸付制度を紹介し、必要な資金の貸付を行うとともに、自立の援助に努めます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
相談者の自立に向けた 援助指導の実施	実施	継続				
【推進方策】 資金の貸付と併せて必要な援助指導を行うことで、生活意欲の助長促進を図り、 相談者の自立を促進します。						

④ 専門相談機関との連携づくり【拡充事業】

切れ目のない相談支援を行うために、様々な地域福祉活動や相談活動などを通じ、各種の専門相談機関との連携づくりに取り組みます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
専門相談機関とのネットワークづくり	実施	強化・拡充				
【推進方策】 様々な活動や相談支援に関する研修会などを通じ、専門相談機関とのネットワークづくりに取り組み、連携体制の強化に努めます。						

3 健康で生きがいの持てるまちづくり

高齢化が急速に進む中、健康で生きがいを持って、自分らしくいきいきと暮らしたいという願いが強くなっており、その中で介護予防につながる健康づくりへの関心も高まってきています。

福祉関係者はもとより、保健機関や医療機関などの地域の社会資源とも連携しながら、高齢者や障がいを持つ方などが、住み慣れた地域で、健康で、生きがいを持って生活することのできるまちづくりに進めていきます。

(1) 地域ぐるみで健康づくりを考えよう！

誰もが、健康で生きがいのある生活が送れるよう、地域ぐるみで心身の健康の維持、促進に取り組む意識の向上に努めます。

① ふれあい・いきいきサロン事業（再掲載）

地域の関係機関・団体などと連携し、「ふれあい・いきいきサロン事業」に介護予防や健康づくりのためのプログラムを盛り込み、継続的な健康づくりを支援していきます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
プログラム内容の充実	実施	充実・拡充				
【推進方策】 これまで実施してきた「介護予防教室」の機能を「ふれあい・いきいきサロン事業」に統合し、身近で気軽に参加できる場を活用して継続的な健康づくりに取り組みます。						

(2) 保健、医療、福祉の連携づくりを考えよう！

地域の住民に対して、効率的・効果的なサービスを提供できるよう、保健、医療、福祉の各分野の連携づくりに取り組みます。

① 地域福祉活動を通じた連携づくり【拡充事業】

市社協や市社協支部、小域福祉ネットワークなどが実施する様々な地域福祉活動や相談活動、研修会などの連携機会の場などを通じ、連携づくりに取り組みます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保健、医療分野とのネットワークづくり	実施	強化・拡充				
【推進方策】 様々な活動や研修会などを通じ、医療、保健分野とのネットワークづくりに取り組み、効率的・効果的な地域福祉活動の推進に努めます。						

(3) 生きがいの持てる活動をしよう！

高齢になっても、自分らしくいきいきとした生活が送れるよう、健康を保ち続けながら、生きがいを持って、地域福祉活動に参画できる環境づくりに取り組みます。

① 出前講座（職員の派遣）【拡充事業】

福祉教育の一環として、学校・機関・団体などからの要請に応じて、ボランティア・NPOなどの市民活動についての出前講座（職員の派遣）を実施し、市民活動への理解と関心を高めるとともに、生きがいづくりを支援します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
プログラム内容の充実	実施	充実・拡充				
事業対象の拡大	年 20 回 実施	拡充				年 30 回 実施
【推進方策】 関係機関や当事者団体などと連携し、プログラム内容を充実するとともに活動参加に結びつけるためのフォロー体制を構築します。また、企業や商店会などにも事業の周知活動を行い、対象の拡大を図ります。						

② 地域福祉活動の担い手づくり【拡充事業】

市民活動センターや保健福祉センターが実施する講座や研修会、住民参加により実施する様々な地域福祉活動などを通じ、生きがいづくりを支援するとともに、地域福祉活動の新たな担い手やリーダーとなる人材の確保・育成に努めます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
地域福祉活動の担い手づくり（シニア層対象）	実施	強化・拡充				
【推進方策】 これまで培ってきた知識や経験などを地域福祉活動の場で活かすことができるよう、広報活動や様々な人材育成のための事業などに取り組み、地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に努めます。						

③ 保健福祉センター事業（高齢者関連事業の実施）【拡充事業】

市社協が経営する保健福祉センター（アネッサ・サンハート）で実施する様々な老人福祉センター事業を通じ、生きがいづくりを支援します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業参加者の増加	年間 1,300 人	強化・拡充				年間 1,500 人
【推進方策】 対象者のニーズ把握に努めるとともに、適宜評価、検証を行い、ニーズの応じた事業を実施することで、事業参加者の増加を図ります。						

4 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

近年、大地震や台風などによる被害が多く発生しており、住民それぞれが災害を身近なものとして捉えています。特に高齢者や障がい者など災害時要援護者と言われる人達は災害に対して大きな不安を抱えています。

このような人達に対して、地域全体で見守り、支援していく仕組みを構築していくとともに、地域で暮らす誰もが、日常生活を安全・安心に送ることのできるまちづくりを進めていきます。

(1) 緊急時・災害時の助け合いの仕組みをつくらう！

災害時における救援ボランティア体制を整備するとともに、平常時からの関係機関・団体などとのネットワークを構築し、助け合い体制の強化に努めます。

① 災害時救援活動のための社協基盤整備方策（初動体制マニュアル）・災害ボランティアセンター運営マニュアルの点検【拡充事業】

市社協が災害時に備えて策定したマニュアルに基づき、様々な訓練の場で実践・検証を行い、必要に応じて改善を加えながら、災害時における助け合い体制を強化します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
マニュアルの実効性の向上	実施	強化・充実				
【推進方策】 PDCAサイクルにより、実践、検証、評価、改善を繰り返し行いながら、マニュアルの実効性を高めていきます。						

② (仮称) 災害救援ボランティア活動連絡調整会議の開催【新規事業】

災害救援活動を行う様々な機関・団体などと連携し、平常時からのネットワーク化を進め、ボランティアの養成やボランティアが活動しやすい環境を整備します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
普段から顔の見える関係の構築	—	実施・強化・拡充				
【推進方策】 連絡調整会議の開催を通じ、災害救援活動を行う様々な機関・団体などと普段から「顔の見える関係」づくりに取り組み、連携・協働体制を構築します。						

③ 災害対応セミナーの実施【拡充事業】

災害救援活動を行う様々な機関・団体などと連携し、災害に関する啓発事業を行うことにより、市民の防災意識と自助力の向上を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
市民の防災意識の向上	実施	充実・拡充				
市社協職員のスキル・ 力量の底上げ	実施	強化・充実				
【推進方策】 市民に防災意識を高めるために、関係組織・団体、市原市担当課と連携しながら事業内容の充実を図ります。また、災害時に市社協職員が円滑に行動できるようスキル・力量の底上げを図ります。						

④ 災害ボランティアセンター設置運営訓練【拡充事業】

市社協が災害時に備えて策定したマニュアルに基づき、災害救援活動を行う様々な機関・団体などと連携した訓練を行うとともに、市原市総合防災訓練などにも積極的に参加し、市原市との連携・協力体制の発展維持に努めます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
マニュアルの実践	実施	強化・充実				
市社協職員のスキル・ 力量の底上げ	実施	強化・充実				
【推進方策】 市社協が災害時に備えて策定したマニュアルを実践し、検証を行います。また、災害時に市社協職員が円滑に行動できるよう、スキル・力量の底上げを図ります。						

(2) 地域ぐるみで犯罪を防止しよう！

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の中で、支援を要する方々が安全・安心に日常生活を送ってもらうための見守り活動を推進します。

① 友愛訪問活動【継続事業】

民生委員・児童委員が一人暮らし高齢者などを定期的に訪問交流し、安否確認、孤独感の解消を図るとともに、併せて防犯情報を提供します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
防犯情報の充実	実施	継続・充実				
【推進方策】 市原市や警察署などと連携し、防犯情報の充実を図り、一人暮らし高齢者などが安心して暮らせるための情報提供に努めます。						

(3) みんなでルール・マナーを守ろう！

地域の住民が互いに協力し合い、地域社会を築く中で、福祉のみならず、日常のルール・マナーを守ることの意識付け、態度の育成を図ります。

① 地域福祉活動を通じたルール・マナーの呼びかけ【継続事業】

市社協や市社協支部、小域福祉ネットワークなどが住民参加により実施する様々な地域福祉活動を通じ、ルールやマナーの大切さを呼びかけます。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
ルール・マナー遵守の 呼びかけ	実施	継続・充実				
【推進方策】 環境美化活動などの地域での取り組みを通じ、市民のルールやマナーに対する理 解を高めていきます。						

(4) 高齢者、障がい者が自由に移動できる仕組みを考えよう！

高齢者や障がいを持つ方々などが閉じこもりのない安心した生活が送れるよう、移送サービスの充実に努めるとともに、地域での取り組みを支援していきます。

① 送迎ボランティアサービス事業【拡充事業】

既存の交通手段での移動が困難かつ公的サービスを利用することができない高齢者や障がい者（児）などの外出の利便を図り、社会参加を促進するために、福祉車両を用いた送迎サービスの充実を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
協力会員の増員と資質向上	協力会員 48 人	拡充・強化				協力会員 70 人
【推進方策】 利用会員からのニーズに応じていくために、事業の周知活動を行い、運転ボランティアである協力会員の増員を図るとともに、会員を対象とした研修会を定期的 に開催し、資質の向上を図ります。						

② 福祉カー貸付事業（市原市委託事業）【継続事業】

心身障がい者（児）や高齢者、65 歳未満で介護認定のある方などの社会参加を促進するために、リフト付ワゴン車の貸付を行います。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
利用の促進	年間利用 47 件	継続・拡充				年間利用 60 件
【推進方策】 市原市担当課と連携しながら、事業の周知活動を行い、利用の増加を図り、利用 対象となる方の社会参加を促進します。						

③ 安心生活創造事業（再掲載）

一人暮らし高齢者などを対象に、買い物支援を目的とした取り組みを推進していくことで、閉じこもりを防ぐとともに、社会参加を促進します。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
買い物支援のための取り組みの充実	実施	充実・拡充				
【推進方策】 一人暮らし高齢者などが地域で安心して暮らせるための生活基盤として、活動主体である小域福祉ネットワークと連携を図りながら、買い物支援を目的とした取り組みの充実を図ります。						

④ 備品貸出事業【継続事業】

福祉教育の一環として、体験学習などの実施に必要な場合に、車いすやアイマスク、白杖、点字器などの貸出を行います。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
体験学習の支援	実施	継続・拡充				
【推進方策】 事業の周知を図り、車いす体験や視覚障がい体験などの体験学習に必要な備品の貸出を行うことで、地域での取り組みを支援します。						

(5) 安心して暮らせる環境をつくろう！

様々な収集ボランティア活動を通じ、地域の住民それぞれが地域の環境に関心を持ち、環境保全に取り組む意識の向上に努めます。

① 収集ボランティア活動の紹介【継続事業】

社協だよりやホームページなどを通じ、ペットボトルキャップやプルタブなどの様々な収集ボランティア活動を紹介し、地域環境などに関する市民意識の高揚を図ります。

活動内容	現状	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
地域環境に関する意識の向上	実施	継続・充実				
【推進方策】 環境保全にもつながる様々な収集ボランティア活動を通じ、市民の地域環境に関する意識を高めていきます。						

第5章 地域の特性と課題

市原市は、昭和38年5月、五井、市原、姉崎、市津、三和の5町が合併して県下19番目の市として誕生し、さらに昭和42年10月、南総町、加茂村が合併して1郡1市の今日の姿になりました。平成23年度で市制施行50年目を迎え、人口も県内第6番目の27万8千人に上りますが、住民の意識には合併前の旧6町1村に地元意識が強く残っていると言われてしています。

今後、住民参加・住民主体による地域福祉のさらなる推進を図っていくためには、地域特性や実情、また、住民意識などにも応じた対応を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、事業の実施にあたっては、地域性や地域が抱える課題などに配慮した、地域ごとの新たな取り組みや具体的な事業展開なども必要となってくるものと思われます。

1 姉崎地区

【地域性】

姉崎地区は、五井地区、市原地区に次いで多い約3万人が暮らす地域です。JR内房線姉ヶ崎駅を中心に市街地が広がるとともに、昭和30年代の京葉石油化学コンビナート誘致によって、ベッドタウン化した住宅団地も形成されています。また、地区の西側には緩やかな丘陵地に集落が点在しています。交通空白地域であった一部の地域では、生活の利便性を高めるためにコミュニティバスが運行されるなど、住みよい環境づくりにも取り組んでいる地域です。



【地域の現状と課題】

○市原市人口統計（平成15年～平成20年の推移）によると、姉崎地区は人口動態（一定期間中における人口の変動の状態）の数値が市原市で最も変化が少なく、長年にわたり住み続ける住民が多い地域であることが分かります。少子高齢化の進行などにより地域のつながりが希薄化しつつある中、今後はこの地域特性を活かし、これまで以上に住民同士のつながりをつくるための活動が必要になってくるものと考えられます。

○地区内には、地元運営協議会が運営するコミュニティバス「あおばす」が平成17年11月から姉ヶ崎駅から帝京大学ちば総合医療センター間を運行しています。コミュニティバスは地区内の病院や公共施設などにアクセスするための貴重な移動

手段であり、今後も高齢者や障がい者などの社会参加を促進するための活用について検討していく必要があると考えられます。

○姉崎地区には、約1,900年前が起源とされる姉崎神社に代表されるように、古き良き伝統が残っている地域でもあります。祭礼などの伝統行事に加え、伝統文化を守り、継承するための活動などにも多くの住民に参加してもらい、それらを通じ、住民同士のコミュニケーションを図っていくことも重要であると考えられます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	30,662	3,953	21,082	5,627	18.4	12.9
H19	30,693	3,875	20,877	5,941	19.4	12.6
H20	30,644	3,804	20,548	6,292	20.5	12.4
H21	30,717	3,748	20,299	6,670	21.7	12.2
H22	30,691	3,649	20,187	6,855	22.3	11.9

【取組状況】

○市社協姉崎支部

ふれあい・いきいきサロン（茶話会）	
活動日時	第2金曜日 13時30分～15時30分
活動場所	姉崎保健福祉センター（アネッサ）
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回100円。
ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	第4水曜日 10時30分～12時30分
活動場所	姉崎公民館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回300円。
ふれあい・いきいきサロン（子育てサロンわくわく）	
活動日時	第3金曜日 10時30分～12時00分
活動場所	姉崎公民館
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

○小域福祉ネットワーク

姉崎小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成１９年２月２１日設置
活動内容	地域住民の協力により、登下校時の「あいさつ・声かけ運動」を展開中。「子ども支援」「高齢者」「地域支援」「広報」の４部会を設置し、課題の改善、解決に向けた検討を進めているほか、地域住民に対する情報提供や活動のＰＲを行うために、広報紙「きずな」を発行している。
明神小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成２１年４月２５日設置
活動内容	地域住民の協力により、下校時の「子どもの見守り活動」を展開中。「高齢者の見守り」に係わる取り組みとして、一人暮らし高齢者を対象とした「マップづくり」について検討を進めている。
青葉台小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成２２年８月１日設置
活動内容	地域住民の協力により、ふれあいサロン（旧青葉台郵便局）を拠点とした「居場所づくり」を展開中。最優先課題とした「一人暮らし高齢者を含む地域で見守り支える仕組みづくり」の取り組みを行っていくためマニュアル（ガイドライン）の策定を進めている。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………	地域包括支援センターたいよう〔姉崎圏域〕
特別養護老人ホーム……………	グランモア和光苑
軽費老人ホーム……………	ケアハウス日夕苑
有料老人ホーム……………	あさひガーデン姉崎
認知症高齢者グループホーム…	リブフォーレスト姉崎
老人福祉センター……………	姉崎保健福祉センター（アネッサ）老人福祉センター

○障がい者関係

身体障害者療護施設……………	太陽の丘ホーム
在宅障害者デイサービス施設…	太陽の丘デイサービスセンター、ふる里学舎アネッサデイセンター
児童デイサービス……………	ふる里学舎アネッサデイセンター
通所型施設……………	ＴＲＹあんぐる、あいずいちほらデイサービス

○児童関係

児童クラブ施設……………	姉崎小学校、明神小学校、青葉台小学校
保育所……………	姉崎保育所、姉崎第二保育所、椎津保育所、今津保育所
保育園……………	白塚保育園（子育て支援センター）
一時保育……………	姉崎第二保育所、椎津保育所、白塚保育所
児童館……………	姉崎保健福祉センター（アネッサ）児童館

○教育関係

幼稚園……………	姉ヶ崎幼稚園、青葉台幼稚園、志高幼稚園
小学校……………	姉崎小学校、明神小学校、青葉台小学校
中学校……………	姉崎中学校、姉崎東中学校
高等学校……………	姉崎高等学校
適正指導教室……………	フレンド姉崎

○地域コミュニティ関係

行政機関……………	姉崎支所
公共施設……………	姉崎公民館、姉崎保健福祉センター（アネッサ）

2 五井地区

【地域性】

五井地区は、ＪＲ内房線五井駅を中心とした市原市の中核地域であり、市原市で最も人口が多い地域です。平成１９年から五井駅東口周辺の大型都市開発が始まり、大型商業施設や総合公園などの整備が進められ、内房線沿線においては、新たに開発された住宅地や集合住宅などが密集してきている一方、地区の内陸部では稲作や梨栽培などの農地が広がり、昔ながらの行事などによる地縁関係が保たれているなど、多様な地域性を併せ持っている地域です。



【地域の現状と課題】

- 人口流動が多く、外国籍の住民が多いことなども加わり、町会への加入率が低下していることから、今後は加入率を高めるための取り組みはもちろん、町会に加入していない住民への支援（対応）も必要と考えられます。
- 高齢化率（６５歳以上の人口比率）は市平均より６．５ポイント低いものの、高齢化は着実に進行してきており、中高層住宅に住む高齢者などのゴミ出し、話し相手、外出介助などといった助け合いの仕組みづくりを検討する必要があると考えられます。
- 地区の西側には東京湾に面した工業地帯が立地しているため、大規模災害が発生した場合に隣接する地域での被害が想定されることから、平常時からの地域のつながりを高めていく必要があると考えられます。
- 平成２３年度から平成２５年度までの３年間、千葉県指定の福祉教育パッケージ指定（東海小学校、東海中学校、京葉高等学校、市社協五井支部）を受けており、今後も小・中学校、高等学校との連携による福祉教育の推進に取り組むことも重点課題となっています。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	84,244	12,725	59,648	11,871	14.1	15.1
H19	84,787	12,716	59,392	12,679	15.0	15.0
H20	85,356	12,628	59,310	13,418	14.8	14.8
H21	85,424	12,448	58,877	14,099	14.6	14.6
H22	85,317	12,265	58,445	14,607	14.4	14.4

※このデータは、五井地区と国分寺台地区とを併せた数値となっています。

【取組状況】

○市社協五井支部

ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	第2木曜日 11時00分～13時00分
活動場所	五井公民館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回300円。
ふれあい・子育てサロン（子育て会ワン・ツー・スリー）	
活動日時	第4月曜日 10時00分～11時30分
活動場所	五井公民館
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター	地域包括支援センターごい [五井東・五井西圏域]
特別養護老人ホーム	青柳園
軽費老人ホーム	ケアハウスぬくもりの郷ウエルビー市原
住宅型有料老人ホーム	なかよしホーム五井
老人保健施設	アーネスト
認知症高齢者グループホーム	ぬくもりの家君塚、ぬくもりの家平田、ぬくもりの家今富

○障がい者関係

旧法知的障害者更生施設	ふる里学舎、第一クローバー学園
通所型施設	五井福祉作業所、こすもす工房、シーモック、福祉会館

○児童関係

児童クラブ施設	五井小学校、白金小学校、若葉小学校、京葉小学校、千種小学校 東海小学校
保育所	五井保育所（子育て支援センター）、若葉保育所
保育園	杏保育園（子育て支援センター）
一時保育	五井保育所、杏保育園

○教育関係

幼稚園	五井幼稚園、五井ひまわり幼稚園、やまと幼稚園、千種幼稚園 五井ナザレン幼稚園
小学校	五井小学校、白金小学校、若葉小学校、京葉小学校、千種小学校 東海小学校、国府小学校
中学校	五井中学校、若葉中学校、千種中学校、東海中学校
高等学校	京葉高等学校

○保健福祉関係

保健福祉施設	市原健康福祉センター、福祉会館、保健センター、急病センター
--------	-------------------------------

○地域コミュニティ関係

行政機関	五井支所
公共施設	五井公民館、勤労会館（you ホール）、サンプラザ市原 千種コミュニティセンター
市民活動拠点施設	市民活動センター（i ほっと）

3 市原地区

【地域性】

市原地区は、千葉市に隣接し、ＪＲ内房線八幡宿駅を中心に市街地が形成されていることから、五井地区に次いで人口の多い地域です。地区の北側は東京湾に面する臨海工業地帯が広がり、主要地方道五井鴨川線沿いには商店街が形成されています。また、西側では市街地整備が進められ、近年、小規模開発による市街化の進行が著しい地区がある一方、東側には水田を中心とした農地が広がり、緑豊かな風景を残したまま発展している地域です。



【地域の現状と課題】

- 従来から住んでいる住民が多く、祭礼などの伝統行事が残されている一方、新しい住民の増加や価値観の多様化などから、昔ながらの地域のつながりが希薄化しつつあります。多くの住民に地域活動に参加してもらうことで地域の力を高め、少子高齢社会に対応した住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを検討していく必要性があると考えられます。
- 内房線沿線に形成される商店街は、長年にわたり、地域コミュニティの核としての役割を担ってきましたが、近年の個人消費の伸び悩みや消費者ニーズの多様化、大型商業施設の進出などにより活気を失いつつあります。商店街を買い物の場としてだけでなく、空き店舗などを利用し、住民による地域活動の拠点としての活用を検討していくことも必要であると考えられます。
- 市原市が平成１９年に実施した市民意識調査によると、最寄り駅までの交通手段として、市原地区の４４．９％の住民が「徒歩もしくは自転車」と回答しており、市原市で最も高い数値となっています。駅周辺ではひったくりや自転車盗などの犯罪が発生しやすく、安全・安心に暮らせる地域社会の実現のためには、地域が一丸となって防犯活動などに取り組むことも求められます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	52,831	6,421	41,770	11,061	20.9%	12.1%
H19	52,882	6,351	41,108	11,774	22.3%	12.0%
H20	53,055	6,267	40,645	12,410	23.4%	11.8%
H21	53,033	6,154	40,134	12,899	24.3%	11.6%
H22	53,217	6,094	39,978	13,239	24.9%	11.5%

【取組状況】

○市社協市原支部

ふれあい・いきいきサロン（茶話会）	
活動日時	八幡会場 第4水曜日 10時00分～12時30分 郡本会場 第4水曜日 10時30分～12時00分 若宮会場 第3・第4火曜日 11時00分～13時00分
活動場所	八幡会場 八幡集会所 郡本会場 郡本会館 若宮会場 若宮連合自治会館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回100円。
ふれあい・子育てサロン	
活動日時	八幡会場 第1金曜日 10時30分～12時00分 古市場会場 第3金曜日 10時00分～11時30分
活動場所	八幡会場 八幡公民館 古市場会場 古市場会館
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解決するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

○小域福祉ネットワーク

若宮小学校区まんまるネットワーク	
設置年月日	平成22年5月22日設置
活動内容	「まんまるひろば（0～2歳児と保護者を対象）」「まんまるサロン（校区内の全住民を対象）」「ふれあい・いきいきサロン（茶話会）」を展開中。高齢者の実態把握のために行ったアンケート調査を基に、高齢者に対する支援活動として町会ごとに見守り活動の実施について検討を進めている。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………	地域包括支援センターたつみ〔市原東圏域〕 地域包括支援センターひまわり〔市原西圏域〕
特別養護老人ホーム……………	ふるさと苑
養護老人ホーム……………	市原市養護老人ホーム希望苑
地域密着型特別養護老人ホーム…	地域密着型介護老人福祉施設 春
認知症高齢者グループホーム……	ピウ八幡
老人保健施設……………	杏の里
小規模多機能型居宅介護拠点……	やさしい手京葉、小規模多機能型居宅介護事業所 春
老人福祉センター……………	菊間保健福祉センター老人福祉センター

○障がい者関係

通所型施設……………	福祉ハウスふわふわ
------------	-----------

○児童関係

児童クラブ施設	八幡小学校、石塚小学校、市原小学校、菊間小学校、若宮小学校 五所小学校
保育所	八幡保育所、袖ヶ浦保育所、はくちょう保育園
一時保育	袖ヶ浦保育所
児童館	菊間保健福祉センター児童館

○教育関係

幼稚園	八幡幼稚園、能満幼稚園、玉泉幼稚園、市原うさぎ幼稚園 心花幼稚園、柳光幼稚園
小学校	八幡小学校、石塚小学校、市原小学校、菊間小学校、若宮小学校 五所小学校
中学校	八幡中学校、八幡東中学校、市原中学校、菊間中学校
高等学校	市原八幡高等学校、市原緑高等学校、東海大学付属望洋高等学校
適正指導教室	フレンド市原

○地域コミュニティ関係

行政機関	市原支所
公共施設	八幡公民館、菊間コミュニティ・保健福祉センター

4 辰巳台地区

【地域性】

辰巳台地区は、昭和30年代後半に臨海工業地帯への企業進出に伴い、全国から転入された方の社宅団地として出発された地域です。企業団地としての性格上、全国から集まった人々で築かれた地域であり、オイルショック以後、人口が減少する時期がありましたが、企業が社宅団地を次々と手離す中、大型商業施設や戸建住宅などが次々と建設されてきており、再び活気が出てきている地域です。



【地域の現状と課題】

- 市原市が平成16年に実施した地域福祉計画策定のためのアンケート調査によると、辰巳台地区の67%の住民が「お互いに助け合える親類が地域にいない」と回答しており、少子高齢化が進行する中、地縁、血縁関係のつながりが少ない地域で暮らし続けることに不安を感じている住民が多いことが伺えます。現在も様々な地域福祉活動が展開されていますが、今後はこれまで以上に住民同士のつながりをつくるための活動が必要になってくるものと考えられます。
- 辰巳台地区では、昭和63年に地域ぐるみ福祉ネットワーク事業を立ち上げ、辰巳彩風苑内の「辰巳ふれあいセンター」を活動拠点とし、様々な地域福祉活動を展開していますが、立ち上げから20年以上が経過し、担い手の高齢化や後継者不足が問題となってきています。「人生第2のふるさとづくり」を実現するために、今後は新たな担い手を確保するための取り組みも重点課題となっています。
- 市原市人口統計（平成21年10月現在）によると、辰巳台地区は人口密度が77.9人/haと市原市で最も高い数値となっています。住民同士がお互いに顔の見える範囲で生活していることで、日常的な見守りや支え合い、住民相互の交流など、きめ細やかな地域福祉活動を展開することのできる環境にあると言えます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	12,810	2,653	8,964	1,193	20.7	9.3
H19	12,671	2,558	8,823	1,290	20.2	10.2
H20	12,554	2,492	8,690	1,372	19.9	10.9
H21	12,440	2,402	8,594	1,444	19.3	11.6
H22	12,313	2,446	8,469	1,508	19.0	12.2

【取組状況】

○市社協辰巳台支部

ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	毎月末 11時00分～13時00分
活動場所	辰巳公民館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回300円。
ふれあい・いきいきサロン（おしゃべり会）	
活動日時	①第1水曜日 13時00分～15時00分 ②第3火曜日 10時00分～11時30分
活動場所	①辰巳集会所 ②ウッドランド集会所
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回100円。
ふれあい・子育てサロン（すくすく）	
活動日時	毎週月・水・金・土曜日 10時00分～15時00分
活動場所	辰巳ふれあいセンター（辰巳彩風苑内）
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。
ふれあい・子育てサロン（はいはい・るんるん）	
活動日時	第2火・木曜日 10時00分～12時00分
活動場所	辰巳公民館
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

○小域福祉ネットワーク

辰巳福祉ネットワーク	
設置年月日	昭和63年6月26日設置
活動内容	昭和63年にネットワークを設置しており、現在は「広報」「子育て」「青少年」「会食」「いきいき」「地域フレッシュ」の6部会ごとに様々な取り組みを展開中。 ○広報部会…広報紙「コスモス」（市社協辰巳台支部との合同）の発行。 ○子育て部会…子育ての会（0～1歳3ヶ月児と保護者対象）、子育てサロン（就学前の乳幼児と保護者対象）、親子教室（2～3歳児と保護者対象）を展開中。 ○青少年部会…公園調査、青少年健全育成標語の募集と選考を行うほか、ミニ集会や防犯パトロールに協力。 ○会食部会…ふれあい・いきいきサロン（会食会）を展開中。 ○いきいき部会…男の料理教室、ふれあい・いきいきサロン（おしゃべり会）、地域講演会（健康講座）を展開するほか、小学校への福祉教育（昔の暮らしと遊び）に協力。 ○地域フレッシュ部会…各種団体行事に参加協力。

○住民参加型有償サービス

たすけあい「辰巳ねこの手」	
設置年月日	平成１７年１１月２６日設置
活動内容	地域の中でお互いに気兼ねなく頼み合える仕組みとして、市社協辰巳台支部の中に設置された住民参加型有償サービス。作業内容は、家の中の掃除、布団干し、ゴミ出し、電球の取替え、買物代行、庭木の伐採、草取り、ペットの世話、パソコン指導、話し相手、囲碁の相手など。年会費１，０００円。利用料金１時間８００円。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター	地域包括支援センターつつみ〔辰巳台圏域〕
特別養護老人ホーム	辰巳萬緑苑
軽費老人ホーム	ケアハウス辰巳彩風苑
老人保健施設	辰巳ナーシング・ヴィラ

○障がい者関係

通所型施設	小規模福祉作業所ぽればれ
-------	--------------

○児童関係

児童クラブ施設	辰巳台東小学校 辰巳台西小学校、白幡小学校
保育所	辰巳保育所（子育て支援センター）
一時保育	辰巳保育所

○教育関係

幼稚園	市原マリア・インマクラダ幼稚園、光の子幼稚園、辰巳台幼稚園
小学校	辰巳台東小学校、辰巳台西小学校、白幡小学校
中学校	辰巳台中学校

○地域コミュニティ関係

行政機関	辰巳台支所
公共施設	辰巳公民館
市民活動拠点施設	辰巳ふれあいセンター（辰巳彩風苑内）

5 市津地区

【地域性】

市津地区は、市東村と湿津村が合併し、市津村となったことから、現在でも大きく市東地区と湿津地区とに分けて地域を捉えることができます。市東地区はＪＲ外房線簗田駅に近接する市街地のほか、主要地方道五井本納線沿いに集落が点在し、湿津地区は主要道路千葉茂原線沿いに集落、商店、諸工業が点在しています。また、丘陵地の豊かな自然と村田川の水辺など、概して水と緑の豊かな地域です。



【地域の現状と課題】

○高齢化率（６５歳以上の人口比率）は市平均よりも１１．２ポイント高く、市原市では加茂地区に次いで高い数値であり、３人に１人が高齢者となっています。若年者人口（１５歳未満）の割合は市平均より５．５ポイント低く、こちらも加茂地区に次いで低い数値となっており、少子高齢化の傾向が顕著な地区であることから、少子高齢社会に対応した住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを検討していく必要性があると考えられます。

○市原市人口統計（平成２１年１０月現在）によると、市津地区は人口密度が２．７人／haと市原市では加茂地区に次いで低い数値となっています。路線バス網も弱く、また、高齢化の進行により、車を運転できない高齢者の増加も推測されることから、移動手段の確保とともに、買い物代行などといった助け合いの仕組みづくりを検討する必要性があると考えられます。

○市津地区には、福祉・保健分野に特化した帝京平成大学があります。今後これまでに以上に大学と地域との連携が強められれば、他地区にはない特色のある地域づくりが実現できるものと考えられます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	14,118	1,221	9,236	3,661	25.9	8.6
H19	13,806	1,159	8,795	3,852	27.9	8.4
H20	13,619	1,100	8,503	4,016	29.5	8.1
H21	13,399	1,035	8,204	4,160	31.0	7.7
H22	13,339	1,005	8,051	4,283	32.1	7.5

【取組状況】

○市社協市津支部

ふれあい・いきいきサロン（茶話会）	
活動日時	潤井戸会場 第2水曜日 9時00分～12時00分 金剛地会場 奇数月第1水曜日 9時30分～11時30分
活動場所	潤井戸会場 潤井戸会館 金剛地会場 金剛地公民館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回100円。
ふれあい・子育てサロン	
活動日時	第3金曜日 10時00分～11時30分
活動場所	市津公民館
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解決するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………地域包括支援センターたつみ〔市津圏域〕
特別養護老人ホーム……………清流園
認知症高齢者グループホーム…清流

○障がい者関係

旧法知的障害者通所更生施設…市津学園
旧法知的障害者入所更生施設…千原厚生園

○児童関係

児童クラブ施設……………湿津小学校、市等第一小学校
保育所……………市津保育所

○教育関係

幼稚園……………あすなろ幼稚園
小学校……………湿津小学校、市東第一小学校、市東第二小学校
中学校……………湿津中学校、市東中学校
大学……………帝京平成大学千葉キャンパス

○地域コミュニティ関係

行政機関……………市津支所
公共施設……………市津公民館

6 三和地区

【地域性】

三和地区は、なだらかで広大な田園風景が見られる稲作中心の農業が盛んな地域であり、それを象徴するように、市内農業振興の拠点である「農業センター」や地産地消を推進する場である「道の駅」などがあります。一転して地区の南側には、臨海工業地帯や首都圏のベッドタウンとして開発された光風台団地があり、海上、養老市西の旧3村地域とは異なった居住空間を有しています。また、南東の丘陵地にはゴルフ場が多く散在していることも特徴の一つとなっている地域です。



【地域の現状と課題】

- 時代の変容とともに、農業の従事者は著しく減少しており、30年程前と比較すると約6分の1となる約400人まで落ち込んでいます。このことも相まって、地区外に就労を求める人が増え、人と人とが顔を合わす（あいさつを交わす）機会が少なくなり、地域内交流が薄れつつあります。地域では「あいさつ運動」「声かけ運動」が展開されていますが、今後はこれまで以上に住民同士のつながりをつくるための活動が必要になってくるものと考えられます。
- 海上、養老、市西の旧3村地域は商店などが少なく、地区内を通る小湊鉄道は交通の重要な役割を担っているものの、路線バス網が弱い状況にあるため、「買い物難民（弱者）」（郊外型の大規模店との競争や深刻な不況による経営難などから、従来型の商店街やスーパーなどの店舗が閉店することで、その地域住民が生活用品の購入に困るという社会現象）という問題が深刻化しつつあります。このことから、移動手段の確保とともに、買い物代行などといった助け合いの仕組みづくりを検討する必要性があると考えられます。
- いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が、今後5年以内に65歳を迎えます。ベッドタウンとして開発された光風台地域などでは、こうした方々に地域活動の新たな担い手として活動に参画してもらうことも重要であると考えられます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	16,824	1,804	11,502	3,518	20.9	10.7
H19	16,665	1,775	11,209	3,681	22.1	10.7
H20	16,485	1,736	10,879	3,870	23.5	10.5
H21	16,282	1,683	10,546	4,053	24.9	10.3
H22	16,006	1,591	10,263	4,152	25.9	9.9

【取組状況】

○市社協三和支部

ふれあい・いきいきサロン（茶話会）	
活動日時	年3回（6月・10月・2月） 13時30分～15時30分
活動場所	分目自治会館・土宇自治会館・百合丘公民館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回100円。
ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	第2・第4土曜日 11時00分～13時00分
活動場所	光風台自治会館
対象者	概ね65歳以上で一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回300円。
ふれあい・子育てサロン	
活動日時	第2水曜日 10時00分～11時30分
活動場所	三和コミュニティセンター
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

○小域福祉ネットワーク

市西小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成20年8月2日設置
活動内容	地域住民が気軽に参加することのできる活動から取り組んでいくこととし、「子どもへのあいさつ・声かけ運動」から実施。現在は小学校における「世代間交流」「環境美化活動」や小湊鉄道駅の「環境美化活動」も展開中。
海上小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成20年8月2日設置
活動内容	地域住民が気軽に参加することのできる活動から取り組んでいくこととし、「小学校の登下校時の声かけ」「地域でのあいさつ運動」を展開中。
養老小学校区小域福祉ネットワーク（愛称：あったかネット養老）	
設置年月日	平成20年8月2日設置
活動内容	地域住民が気軽に参加することのできる活動から取り組んでいくこととし、「地域でのあいさつ運動」から実施。現在は小学校における「環境美化活動」も展開中。
光風台小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成20年8月2日設置
活動内容	「シニア福祉関連」「子ども福祉関連」「地域一般福祉関連」の3グループを設置し、高齢者を対象とした茶話会、交通安全対策として通学路の安全確保のための取り組み、町会と連携した防犯活動などを実施するほか、地域住民に対する情報提供や活動のPRを行うために、広報紙「あったか地域福祉光風台」を発行している。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………	地域包括支援センターひまわり [三和圏域]
特別養護老人ホーム……………	あじさい苑
軽費老人ホーム……………	ケアハウス向日葵
認知症高齢者グループホーム…	はなまるホーム光風台
老人福祉センター……………	三和保健福祉センター（サンハート）老人福祉センター

○障がい者関係

通所型施設……………	三和福祉作業所
児童デイサービス……………	あすたあ共育センターこどもランド、発達支援センター

○児童関係

児童クラブ施設……………	光風台小学校
保育所……………	三和保育所
幼稚園……………	光風台中央幼稚園、福増幼稚園、磯ヶ谷幼稚園
児童館……………	三和保健福祉センター（サンハート）児童館

○教育関係

幼稚園……………	光風台中央幼稚園、福増幼稚園
小学校……………	市西小学校、海上小学校、養老小学校、光風台小学校 光風台三育小学校
中学校……………	三和中学校、双葉中学校
高等学校……………	市原中央高等学校

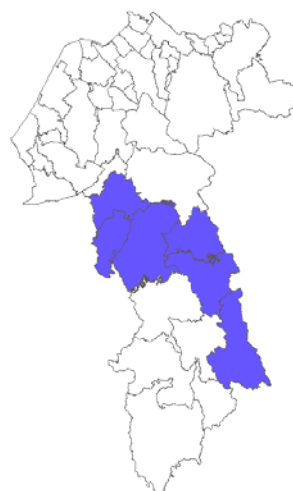
○地域コミュニティ関係

行政機関……………	三和支所
公共施設……………	三和コミュニティセンター、三和保健福祉センター（サンハート）

7 南総地区

【地域性】

南総地区は、房総半島のほぼ中央に位置し、国道297号線と409号線が交差する小湊鉄道線上総牛久駅を中心に、交通の要衝として発展してきた地域です。現在も上総牛久駅周辺や寺谷地区、鶴舞地区などには市街地や住宅地、297号線沿いには商業地が形成されていますが、それ以外は集落が点在しています。また、国のモデル事業である「安心生活創造事業」の対象地域であり地区全体で一人暮らし高齢者などの見守り支援に取り組んでいる地域です。



【地域の現状と課題】

- 国のモデル事業である「安心生活創造事業」では、地区内に設置されている「小域福祉ネットワーク」が活動主体となり、一人暮らし高齢者などを対象に、安心訪問員による見守り支援活動を行っています。今後は見守りや買い物支援など基盤支援のための取り組みを拡充していき、南総地区で暮らす高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいくことが重点的な取り組みとなっています。
- 地区内には、地元運営委員会が運営するコミュニティバス「コスモス南総」が平成20年1月から小湊鉄道光風台駅から鶴舞循環器病センター間を運行しています。コミュニティバスは地区内の病院や公共施設などにアクセスするための貴重な移動手段であり、今後も高齢者や障がい者などの社会参加を促進するための活用について検討していく必要があると考えられます。
- 地区の南部は豊かな自然に恵まれた地域であり、里山保全などの環境ボランティア活動が盛んな地域でもあります。これらの活動を通じて地域の結束力を強めていくことも重要であると考えられます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	28,222	2,955	19,049	6,218	22.0	10.5
H19	27,653	2,771	18,418	6,464	23.4	10.0
H20	27,123	2,616	17,798	6,709	24.7	9.6
H21	26,736	2,508	17,224	7,004	26.2	9.4
H22	26,380	2,396	16,841	7,143	27.1	9.1

【取組状況】

○市社協南総支部

ふれあい・いきいきサロン（茶話会）	
活動日時	戸田会場 第2土曜日 10時00分～11時30分 小勝山会場 第2日曜日 10時00分～11時30分 吉野台会場 第2月曜日 10時00分～11時30分 西国吉台会場 第3土曜日 10時00分～11時30分
活動場所	戸田会場 戸田コミュニティセンター 小勝山会場 小勝山自治会館 吉野台会場 吉野台自治会館 西国吉台会場 西国吉台自治会集会所
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回100円。
ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	第3金曜日 10時00分～14時00分
活動場所	南総公民館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回300円。
ふれあい・子育てサロン	
活動日時	第4火曜日 10時00分～11時30分
活動場所	南総公民館
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解決するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

○小域福祉ネットワーク

牛久小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成19年1月26日設置
活動内容	「高齢者」「青少年」「環境」の3部会を設置し、町会と連携した災害時における高齢者・障がい者の支援対策、児童の安全・安心、健全育成のための取り組み、防災マップの作成などを実施するほか、地域住民に対する情報提供や活動のPRを行うために、広報紙「小域福祉ネット牛久」を発行している。
内田小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成20年1月22日設置
活動内容	「高齢者」「学校支援等子ども」「地域」の3部会を設置し、子どもの見守り活動、諏訪の杜の環境美化活動、学校行事の活性化活動を実施するほか、地域住民に対する情報提供や活動のPRを行うために、広報紙「うちだ」を発行している。
寺谷小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成20年2月21日設置
活動内容	「高齢者支援」「子ども支援」「広報支援」の3班を設置し、校区内全体で取り組む資源回収、高齢者を対象とした茶話会、寺谷学び塾、子どもと高齢者との交流、支え合いマップづくり、エコキャップ回収などを展開中。

平三小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成２０年６月２０日設置
活動内容	「学校」「環境」「広報」「見守り」の４部会を設置し、学校行事への協力、美化活動、防犯パトロール、高齢者への見守り活動、高齢者を対象とした茶話会などを実施するほか、地域住民に対する情報提供や活動のＰＲを行うために、広報紙「へいさんのかぜ」を発行している。
鶴舞地区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成２０年７月８日設置
活動内容	地域住民の協力により、「防犯パトロール」「資源回収」を実施するほか、活動の拡充や高齢者を対象とした茶話会、地域住民に対する広報活動などについて検討を進めている。
戸田小学校区小域福祉ネットワーク	
設置年月日	平成２１年２月２８日設置
活動内容	「高齢者」「環境」「子ども」の３部会を設置し、高齢者を対象とした茶話会、小学校と連携した小湊鉄道駅とその周辺環境美化活動を展開中。
【６小学校区共通の取り組み】 国のモデル事業である「安心生活創造事業」（全国５８ヶ所の自治体をモデル市町村として指定し、平成２１年から平成２３年までの３ヵ年を目途とした地域福祉プログラム（一人暮らし世帯などに対する見守り支援や買い物支援といった基盤支援）を実施。国と協働で事業効果を検証し、全国に情報発信する事業）の対象地域として選定されており、南総地区内に設置されている小域福祉ネットワークがそれぞれの小学校区における推進役を担っている。まずは、一人暮らし高齢者などに対する見守り支援を行っていくために、各小学校区において地域特性や実情などに応じながら、「安心訪問員」による見守り活動の実施、または実施に向けた検討が進められている。	

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………地域包括支援センタートータス〔南総圏域〕
特別養護老人ホーム……………トータス
認知症高齢者グループホーム…ツエルブ（１２）
老人保健施設……………なんな苑、クレイン、梅香苑

○児童関係

児童クラブ施設……………牛久小学校、鶴舞小学校、寺谷小学校、戸田小学校
保育所……………牛久保育所、馬立保育所、鶴舞保育所
一時保育……………牛久保育所

○教育関係

幼稚園……………牛久幼稚園、鹿島台幼稚園
小学校……………牛久小学校、内田小学校、鶴舞小学校、平三小学校、寺谷小学校 戸田小学校
中学校……………南総中学校
高等学校……………市原高等学校、鶴舞桜ヶ丘高等学校
適正指導教室……………フレンド鶴舞

○地域コミュニティ関係

行政機関……………南総支所
公共施設……………南総公民館、戸田コミュニティセンター

8 加茂地区

【地域性】

加茂地区は、市原市の最も南に位置し、養老溪谷や大福山などの豊かな自然に恵まれ、高滝ダム周辺のイベントや紅葉時期などには多くの観光客が訪れ、賑わいを見せるとともに、酪農や稲作などの農業や豊かな自然資源を生かした林業が盛んな地域です。また、加茂地区は地縁、血縁関係が強く、若年層の都市部への流出が続き、人口が減少傾向にある中、日頃からの人と人とのふれあいや地域のつながりが深い地域です。



【地域の現状と課題】

- 高齢化率（65歳以上の人口比率）は市平均より17.6ポイント高く、市原市で最も高い数値であり、3人に1人以上が高齢者となっています。また、地区内人口のうち、80歳以上の方が占める割合は15%を超えており、支援を必要としている方だけでなく、地域活動の担い手の高齢化も深刻な問題となってきています。
- 若年者人口（15歳未満）の割合は市平均より6.2ポイント低く、市原市で最も低い数値であり、小中一貫教育の取り組みも進められています。市原市の中でも少子高齢化の傾向が最も顕著な地区であり、少子高齢社会に対応した住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを検討していく必要性があると考えられます。
- 市原市人口統計（平成21年10月現在）によると、加茂地区は人口密度が0.7人/haと市原市で最も低い数値となっています。地区の多くが丘陵地や山間部のため、バス路線も限られ、また、高齢化の進行により、車を運転できない高齢者の増加も推測されることから、移動手段の確保とともに、買い物代行などといった助け合いの仕組みづくりを検討する必要性があると考えられます。
- 豊かな自然環境は、ゆとりある生活環境を生み出し、固有の地域イメージを作り上げています。この豊かな自然を守ろうと里山保全などの環境ボランティア活動が盛んな地域であり、これらの活動を通じて地域の結束力を強めていくことも重要であると考えられます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	6,880	552	3,922	2,406	35.0	8.0
H19	6,774	527	3,810	2,437	36.0	7.8
H20	6,586	479	3,672	2,435	37.0	7.3
H21	6,397	450	3,517	2,430	38.0	7.0
H22	6,263	425	3,428	2,410	38.5	6.8

【取組状況】

○市社協加茂支部

ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	第１・３水曜日 １０時００分～１４時００分
活動場所	南部老人福祉センター
対 象 者	概ね６５歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担１回３００円。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………	地域包括支援センタートータス〔加茂圏域〕
在宅介護支援センター……………	市原園在宅介護支援センター〔加茂圏域〕
特別養護老人ホーム……………	市原園、高滝神明の里、緑佑の郷
軽費老人ホーム……………	湊泉荘
老人福祉センター……………	南部老人福祉センター

○障がい者関係

旧法知的障害者更生施設……………	吉沢学園
------------------	------

○児童関係

保育所……………	高滝保育所、里見保育所、白鳥保育所
----------	-------------------

○教育関係

小学校……………	高滝小学校、里見小学校、富山小学校、白鳥小学校
中学校……………	加茂中学校

○地域コミュニティ関係

行政機関……………	加茂支所
公共施設……………	加茂公民館

9 有秋地区

【地域性】

有秋地区は、計画的に開発された大型住宅団地と従来から住んでいる住民、臨海工業地帯の社宅団地などで構成されている地域で、丘陵部は大規模な畑作や稲作などの農地やゴルフ場が占めています。また、有秋地区の隣接地に館山道の姉崎袖ヶ浦インターチェンジがあることから、その効果を活かしたまちづくりが期待されており企業の社宅跡地には新たな住宅地の開発なども行われてきている地域です。



【地域の現状と課題】

- 大型住宅団地や既存集落では、高齢化率（65歳以上の人口比率）が約35%と市平均を大きく上回る地域があり、大型住宅団地などでは、独自に防災に関する活動や住民同士の相互支援活動などが行われています。これらの取り組みで培われたノウハウなどを有秋地区全体で共有し、活用することのできる仕組みづくりを検討していく必要があると考えられます。
- 企業の社宅団地や社員寮などがある地域では、人口流動が多く、また、退職後には他地区に転出される方も多いため、当該地区の高齢化率（65歳以上の人口比率）は約3%と極端に低い数値となっています。日中は地域住民の多くが就労しているため、人と人とが顔を合わす（あいさつを交わす）機会が少なくなっていることから、今後は住民同士のつながりをつくるための活動が必要になってくるものと考えられます。
- 地域によって人口構成に違いがあるものの、少子高齢化の進行などにより地域のつながりが希薄化しつつある中、地区全体で取り組むことのできる活動を住民同士の話し合いの中から見出し、その活動を通じ、住民同士のコミュニケーションを図っていくことも重要であると考えられます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	15,797	2,203	11,524	2,070	13.1	13.9
H19	15,431	2,073	11,158	2,200	14.3	13.4
H20	15,288	1,985	10,927	2,376	15.5	13.0
H21	14,985	1,878	10,580	2,527	16.9	12.5
H22	14,898	1,854	10,409	2,635	17.7	12.4

【取組状況】

○市社協有秋支部

ふれあい・いきいきサロン（茶話会）	
活動日時	第2火曜日 13時30分～15時00分
活動場所	有秋公民館
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回100円。
ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	第4水曜日 11時00分～13時00分
活動場所	有秋公民館
対象者	概ね65歳以上で一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回300円。
ふれあい・子育てサロン	
活動日時	第2木曜日 10時00分～12時00分
活動場所	有秋公民館
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解決するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………	地域包括支援センターたいよう〔有秋圏域〕
特別養護老人ホーム……………	ゆうしゅう園
老人保健施設……………	姉ヶ崎ケアセンター

○障がい者関係

旧法知的障害者更生施設……………	第2クローバー学園
------------------	-----------

○児童関係

児童クラブ施設……………	有秋東小学校、有秋西小学校、有秋南小学校
--------------	----------------------

○教育関係

幼稚園……………	有秋幼稚園、市原みのり幼稚園、第二姉ヶ崎幼稚園 市原ふじ幼稚園
小学校……………	有秋東小学校、有秋西小学校、有秋南小学校
中学校……………	有秋中学校

○地域コミュニティ関係

行政機関……………	有秋支所
公共施設……………	有秋公民館

10 ちはら台地区

【地域性】

ちはら台地区は、土地区画整理事業により整備された地域で、平成元年に最初の街開きが行われた年齢構想の比較的若い発展的な地域です。首都圏のベッドタウンとして、京成電鉄千原線ちはら台駅からのアクセスが便利であること、また、周辺の田園風景や山地の緑など、自然環境と調和した良好な住環境であることから、毎年人口と世帯数が増加しており、平成22年には「ちはら台桜小学校」が開校されるなど、毎年子どもの数も増え続けている地域です。



【地域の現状と課題】

- 若年者（15歳未満）の割合は市平均より9ポイント高く、市原市で最も高い数値となっていることから、子育て支援は重要な課題であると言えます。現在も子育て支援に関する様々な活動が展開されていますが、今後はこれまで以上に地域全体で子どもを見守り、育んでいくための活動が必要になってくるものと考えられます。
- 高齢化率（65歳以上の人口比率）は市平均より13.4ポイント低く、市原市で最も低い数値となっています。しかしながら、いわゆる団塊の世代の方々が、今後5年以内に65歳を迎えるため、ちはら台地区でも高齢化率は上昇するものと見込まれます。地域では住民ニーズに基づいた様々な相互支援活動を展開していますが、今後はこれまで以上に高齢者などの日常生活を支えていくための活動が必要になってくるものと考えられます。
- ちはら台駅から地区の東まで、歩行者の専用道路「かずさの道」が約4km通っており、この道を中心に歩行者の安全・安心が図られており、また、公園や緑地ともつながりが保たれています。地縁、血縁のつながりが少ない中で、防犯や環境美化などに関する地域活動を通じ、住民同士のコミュニケーションを図っていくことも重要であると考えられます。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	17,869	3,947	12,822	1,100	6.2	22.1
H19	18,646	4,105	13,309	1,232	6.6	22.0
H20	19,483	4,287	13,827	1,369	7.0	22.0
H21	20,489	4,487	14,499	1,503	7.3	21.9
H22	21,335	4,695	15,035	1,605	7.5	22.0

【取組状況】

○市社協ちはら台支部

ふれあい・いきいきサロン（会食会）	
活動日時	第3木曜日 10時30分～13時00分
活動場所	ちはら台コミュニティセンター
対象者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担1回300円。
ふれあい・子育てサロン	
活動日時	第2木曜日 10時00分～11時30分
活動場所	ちはら台コミュニティセンター
対象者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

○小域福祉ネットワーク

ちはら台水の江小学校区福祉ネットワーク	
設置年月日	平成18年7月15日設置
ちはら台清水谷小学校区福祉ネットワーク	
設置年月日	平成20年12月1日設置
ちはら台牧園小学校区福祉ネットワーク	
設置年月日	平成22年11月1日設置
活動内容	3つのネットワークが合同で地区全体を対象とした相談支援・助け合いシステム（相談支援、日常生活支援、家事援助、送迎サービス）を展開中。また、高齢者支援として「憩いの広場」、障がい者支援として「虹の会」、子育て支援として広場のびのび、広場のびのび「スマイル」を実施するほか、市社協ちはら台支部との合同により、広報紙「ハートネットかずさのみち」を発行している。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………地域包括支援センターたつみ [ちはら台圏域]
認知症高齢者グループホーム…ガーデンコートちはら台

○障がい者関係

通所型施設……………ワークフィールドインク

○児童関係

児童クラブ施設……………清水谷小学校、水の江小学校、牧園小学校、ちはら台桜小学校
保育園……………ちはら台保育園（子育て支援センター）
……………ちはら台東保育園（子育て支援センター）
一時保育……………ちはら台保育園、ちはら台東保育園

○教育関係

幼稚園	ちはら台幼稚園、千原台まきぞの幼稚園
小学校	水の江小学校、清水谷小学校、牧園小学校、ちはら台桜小学校
中学校	ちはら台南中学校
大学	帝京平成看護短期大学

○地域コミュニティ関係

行政機関	ちはら台支所
公共施設	ちはら台コミュニティセンター

11 国分寺台地区

【地域性】

国分寺台地区は、古代においては国分寺台から能満にかけての一带が上総国の中心地域であったと見られ、国分寺台からは国分寺跡、国分尼寺跡が発掘されるなど、歴史の面影が残っている一方、昭和50年代後半には新興住宅地としての開発が始まりました。現在では公園緑地が整備された緑豊かな住宅地が広がり、市役所や中央消防署などの官公署、金融機関、商業施設などが集積する利便性の高い地域です。



【地域の現状と課題】

- 住宅地開発が始まってから30年以上が経過し、開発当初に移住された世代が定年を迎え、緩やかに高齢化が進んでいます。一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加も推測されますが、逆を返せば、知識、経験、技術などを持った人材が豊富に存在する地域でもあるため、こうした方々に地域活動の新たな担い手として活動に参画してもらい、これまで以上に住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを構築していくことが求められます。
- 戸建住宅とともに集合住宅が多いためか、人口流動が激しく、町会未加入者も増えてきています。今後は加入率を高めるための取り組みはもちろん、町会に加入していない住民への支援（対応）も必要と考えられます。
- 地区内では、様々な地域福祉活動が展開され、着実に成果が現れている一方で、担い手の高齢化や後継者不足が問題となってきています。今後は新たな担い手の参画を促すためにも、魅力ある地域活動を検討していく必要性があると考えられます。
- 路線バスなどの交通機関は他地区に比べて充実していますが、地区外への移動となると、路線バスや電車を乗り継いでいかなければならない状況であるため、地域の中ではコミュニティバスの運行についての検討が始められています。

【地区データ】

人口、人口構成、高齢化率、若年者人口割合の推移

年度	総人口	若年者 (15歳未満)	生産年齢 (65歳未満)	高齢者 (65歳以上)	高齢化率(%)	若年者人口 の割合(%)
H18	84,244	12,725	59,648	11,871	14.1	15.1
H19	84,787	12,716	59,392	12,679	15.0	15.0
H20	85,356	12,628	59,310	13,418	14.8	14.8
H21	85,424	12,448	58,877	14,099	14.6	14.6
H22	85,317	12,265	58,445	14,607	14.4	14.4

※このデータは、五井地区と国分寺台地区とを併せた数値となっています。

【取組状況】

○市社協国分寺台支部

ふれあい・いきいきサロン	
活動日時	※実施に向け調整中
活動場所	
対 象 者	概ね65歳以上で一人暮らしまたは高齢者世帯で、自力で参加できる方
活動内容	市社協支部・地域ボランティアなどが協力し、仲間づくり・ふれあいの場を提供し、閉じこもりのない生活が送れることを目指す。自己負担金あり。
ふれあい・子育てサロン	
活動日時	※実施に向け調整中
活動場所	
対 象 者	就学前の乳幼児とその保護者
活動内容	市社協支部・地域ボランティア団体などが協力し、子育てに対する疑問や悩みを解消するとともに、地域での仲間づくりを目的に開催。参加費無料。

○小域福祉ネットワーク

国分寺台西小学校区ふれあいネットワーク	
設置年月日	平成19年2月24日設置
活動内容	防犯マップに災害時要援護者情報を加えた「安心ふれあいマップ」の作成に向け、高齢者からの情報収集を図るために、「はつらつサロン（茶話会・座談会）」を実施するほか、マップづくりで把握した高齢者へフォローする取り組みとして、3班編成による「見守り隊」による見守り活動を展開中。
国分寺台小学校区ふれんどネットワーク（愛称：ふれんどネット）	
設置年月日	平成22年2月19日設置
活動内容	「高齢者」「青少年」「広報」の3部会を設置し、小学校と連携した「昔遊び」「クリーン活動」を実施するほか、地域住民に対する情報提供や活動のPRを図るために、広報紙「ふれんど」を発行している。

【地域資源】

○高齢者関係

地域包括支援センター……………地域包括支援センター〔国分寺台圏域〕
老人保健施設……………ユー・アイ倶楽部
認知症高齢者グループホーム…愛の家グループホーム市原国分寺台
老人福祉センター……………老人福祉センター

○障がい者関係

児童デイサービス……………こどもステーション東国分寺台、あすたあ
通所型施設……………ＩＣＣショップ

○児童関係

児童クラブ施設……………国分寺台小学校、国分寺台東小学校、国分寺台西小学校

○教育関係

幼稚園……………惣社幼稚園、国分寺台幼稚園
小学校……………国分寺台小学校、国分寺台東小学校、国分寺台西小学校
中学校……………国分寺台中学校、国分寺台西中学校

○地域コミュニティ関係

公共施設……………国分寺台公民館、市民会館

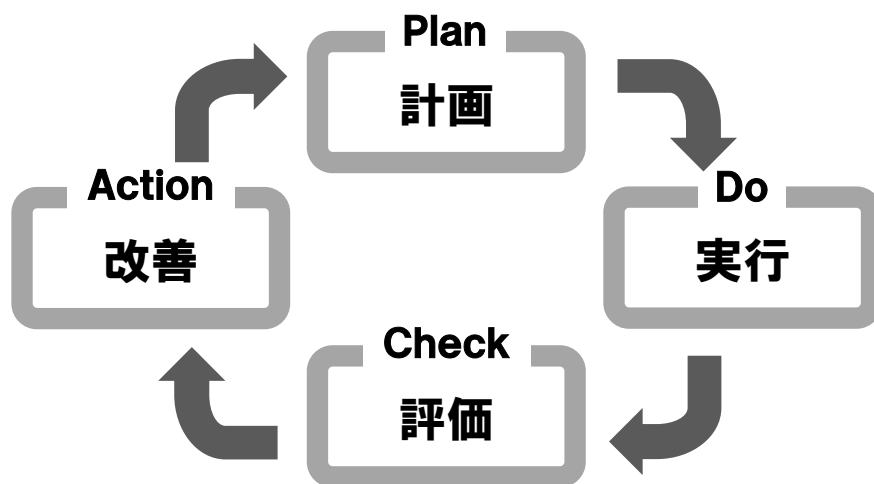
第6章 計画の推進・評価体制

1 推進・評価の考え方

地域福祉の推進は、PDCAサイクルと言われるように、計画（Plan）を策定したら終わりではなく、実行（Do）し、評価（Check）を行い、次の課題解決に向けての改善への取り組み（Action）という不断の取り組みが必要です。

市社協においても、第4次活動計画を継続的に推進していくために、このPDCAサイクルを取り入れ、これを着実に実行し、必要に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を高めていきます。

＜PDCAサイクルイメージ図＞



2 推進・評価体制

第4次活動計画の内容を実現するため、また、成果や課題などを明らかにするためには、進行管理や評価、検証などを行う体制を整備する必要があります。そのために、内部だけにとどまらず外部からによるものと、視点の異なる2つの推進・評価体制を整備します。

また、住民主体による地域福祉活動を計画的・継続的に進めていくために、活動実践者からの意見の集約にも積極的に取り組み、地域や住民のニーズに沿った計画の推進に努めます。

(1) 外部体制

(仮称) 経営委員会・地域福祉活動計画専門部会

市社協では、組織体制、事業、財政など、法人経営の健全化、基盤強化を図るために、有識者、住民組織関係者、社会福祉関係者、教育関係者、関係行政機関で構成する「経営委員会」を設置しています。

第4次活動計画についても、法人経営の観点から評価、検証するために、「経営委員会」の中に「(仮称) 地域福祉活動計画専門部会」を新たに設置し、計画の進行管理、評価とともに、市原市全域における地域福祉推進のための基盤強化や環境整備などについても検討、協議を行っていきます。

(2) 内部体制

① (仮称) 地域福祉活動計画推進本部

第4次活動計画を推進するため、市社協職員で構成する「(仮称) 地域福祉活動計画推進本部」を新たに設置し、市社協の全ての部署、全ての職員が一丸となって取り組みを進め、計画の推進状況の検討、情報や課題の共有化を図るとともに、定期的に点検、評価を行っていきます。

また、市原市が策定した第2期計画との整合性を保ちながら計画を推進するために、必要に応じて市原市担当部局からの参画を求め、市原市との連携・協働推進体制を強化します。

② (仮称) 地域福祉推進担当者会議

市原市が、第2期計画の進行管理に加え、地域福祉活動の実施における関係部局や市社協との調整機能として設置する「(仮称) 地域福祉推進担当者会議」において、両計画の推進状況の検討、情報や課題の共有化を図るとともに、市原市との連携・協働推進体制を強化します。

(3) 活動実践者からの意見集約

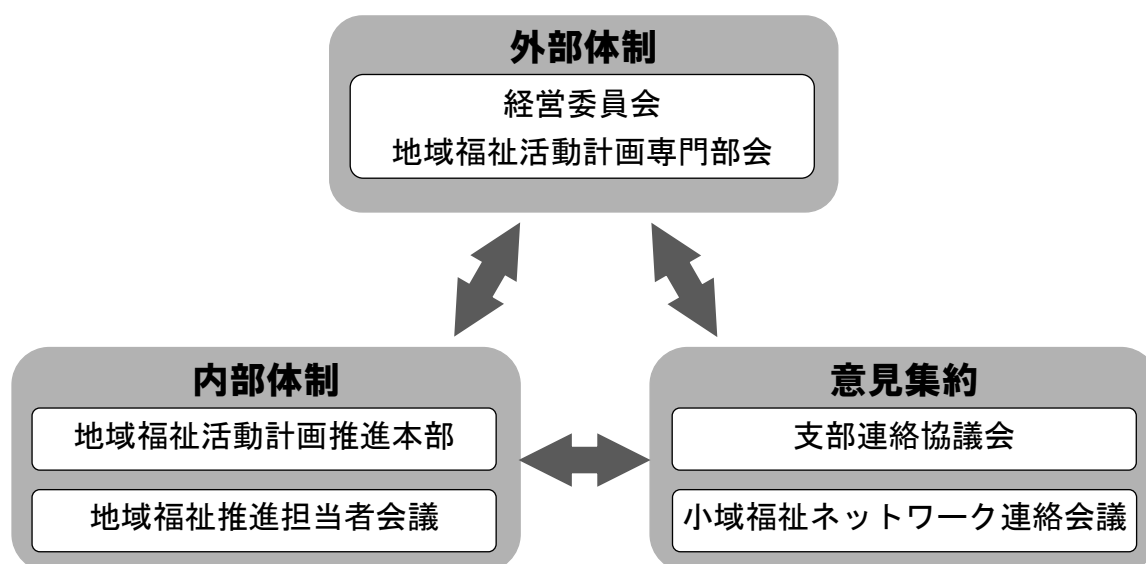
① 社会福祉協議会支部からの意見集約

市社協支部の支部長で構成する「支部連絡協議会」や市社協支部の理事会、評議員会などにおいて、定期的に活動実践者からの意見集約を行っています。

② 小域福祉ネットワークからの意見集約

小域福祉ネットワーク代表者で構成する「いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議」や各ネットワークで行われている推進委員会、部会などにおいて、定期的に活動実践者からの意見集約を行っています。

<推進・評価体制の関係イメージ図>



〔 地区社協化計画 〕

計画策定の趣旨

社会福祉法人市原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、「地域福祉を推進することを目的とした団体」として、従来から地域ぐるみで福祉のまちづくり活動に取り組んでおり、市原市が平成18年度に策定した「市原市地域福祉計画」では、これまでの取り組みの実績から計画推進の中心的な組織として位置づけられています。

平成23年度を初年度とする「第2期市原市地域福祉計画」においても、計画の牽引役としての役割が期待されており、「誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるまち」の実現を図っていくためには、住民参加・住民主体による地域福祉活動の新たな展開を促進することが重要となります。

平成20年3月厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」による報告書によれば、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化が進行する中、公的な福祉サービスだけでは対応できない多様な生活（福祉）課題については、住民団体などの多様な民間団体が担い手となり、地域における「新たな支え合い」（共助）を確立していくことが重要であるとされています。

また、地域福祉を推進するために必要な条件として、

- （１）住民主体を確保する条件があること
- （２）地域の生活課題発見のための方策があること
- （３）適切な圏域を単位としていること
- （４）地域福祉を推進するための環境
- （５）核となる人材
- （６）市町村の役割

が挙げられており、特に「地域福祉を推進するための環境」としては、地域福祉に関わる者のネットワークを形成し、地域の生活課題の「情報が共有」されるとともに、住民による地域福祉活動を積極的に継続していくための「活動の拠点」の確保、住民同士の支え合い・助け合い活動を支援するための「地域福祉のコーディネーター」（地域福祉の専門家）の確保と併せ、住民が地域福祉活動を行うために必要な「活動資金」の確保が必要であることが指摘されています。

このような中、「市原市地域福祉計画」を基盤として、住民参加・住民主体による「新たな支え合い」を確立していくためには、地域の環境整備と併せて、小域・中域福祉圏において地域福祉の推進役を担う「市社協支部（以下「支部」という。）」の組織及び運営体制を強化することが急務であり、不可欠であります。

このため、「市原市地域福祉計画」と連動する「市原市地域福祉活動計画」に基づき、「支部」組織から「地区社会福祉協議会」（以下「地区社協」という。）への移行を計画的に進めるべく、その指針となる「地区社協化計画」を策定するものです。

地区社会福祉協議会とは

ここでは、支部から地区社協への移行を進めるにあたり、市社協が考える地区社協のあり方や役割、今後の方向性などについてまとめています。

1 地区社協（地区社会福祉協議会）とは

地区社協は、福祉のまちづくり（支え合い・助け合いのあるまちづくり）を目指して、市社協とともに活動していくための組織であり、地域住民が自分たちの生活する地域の生活（福祉）課題を解決するために話し合い、地域のつながりを大切にしながら、課題解決に向けたさまざまな取り組みを自主的・主体的に実践するための組織です。

地区社協と市社協の関係

地区内の生活（福祉）課題やニーズに対して自主的・主体的に取り組む地区社協に対し、市社協は、それらの地区社協の諸活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援をします。

また、一つの地区で対応、解決できない生活（福祉）課題あるいは各地区が共通して抱える課題は全市的な生活（福祉）課題として、市社協が地区社協と連携してこれにあたります。

地区社協化のポイント！

地域の中で起きている生活上の諸問題は複雑・多様化してきており、また、地域によっても抱えている課題やその度合いは異なります。市社協の構成組織としての位置付けに違いはありませんが、地域により異なる課題に対応、解決していくために、地区社協ごとに独自性を持った地域福祉活動を進めていくことのできる組織とします。

2 地区社協の役割

(1) 各種組織・団体の連携・協働体制の場づくり

地域の中にはさまざまな住民組織・団体があり、それぞれが目的を持って住みよいまちづくりのために活動を展開しています。しかしながら、複雑・多様化してきている地域の諸問題に対しては、個々の組織・団体だけでは改善、解決することができない課題もあります。このような課題に対しては、“地域の連携・協働の力”で取り組む必要があり、解決に向けた道筋を話し合いの中で見出していくための「場」を設定していくことが大切です。

地区社協は、地域の第一線の活動母体組織として、地区内における各種住民組織・団体との連携・協働体制の「場」づくりをすることも大きな役割であります。

(2) 地域住民の日常生活を支えるための活動主体

少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化が進展する中、複雑・多様化し、また、地域に

よっても異なる生活（福祉）課題に対応、解決していくためには、公的な福祉サービスの適切な提供はもちろんのこと、地域におけるインフォーマルな福祉機能が欠かせないものとなっております。

福祉のまちづくりを目指す地区社協が、地域が抱えている課題に取り組んでいくためには、“地域住民の日常生活を支える視点”に立ち、地域の各種組織・団体との連携のもとに取り組みを展開していくことが大切となります。

(3) 小域福祉ネットワークの旗振り役・まとめ役

「市原市地域福祉計画」及び「市原市地域福祉活動計画」においては、地域福祉推進の主役である住民の主体的な参画を得て、住民同士の支え合い・助け合う仕組みづくりを進めるための場である「小域福祉ネットワーク」の設置が求められています。

地区社協には、ネットワークの旗振り役、まとめ役としての役割が期待されており、市社協と連携しながら、地区内におけるネットワーク設置を促進するとともに、設置後には、ネットワークと地区社協間の相互調整を行い、組織体制や取り組みの充実・強化などを図ることも地区社協の役割として求められます。

地区社協化のポイント！

現状においても、福祉のまちづくりを目指してさまざまな活動を展開していますが、複雑・多様化してきている地域の諸問題に対応していくためには、明確な役割を掲げ、その実現のために積極的に取り組みを進めていくことが必要です。

～地区社協の役割～

役割 1

各種組織・団体の
連携・協働体制の
場づくり

役割 2

地域住民の日常生
活を支えるための
活動主体

役割 3

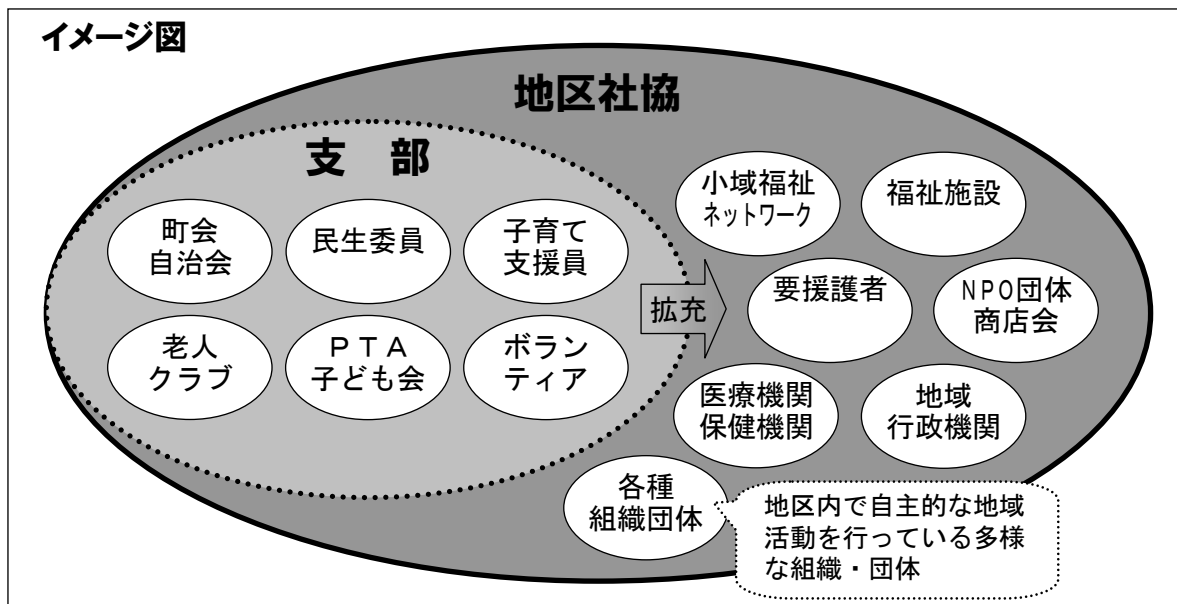
小域福祉ネットワ
ークの旗振り役・
まとめ役

3 地区社協の構成

地区社協は、地域社会の総意を結集するために、当該地区に居住している住民及び地域のあらゆる組織・団体を構成員とします。現在、設置が進められている「小域福祉ネットワーク」についても、地区社協が「小域福祉ネットワークの旗振り役・まとめ役」としての役割を果たすためには、構成組織・団体のひとつにネットワークを明確に位置付け、連携体制を構築していくことが重要となります。

また、日常生活はもちろん、災害などの緊急時における助け合いの仕組みづくりを構築していくためには、高齢者や障がい者などの援護を必要とする方々にも参画していただく必要もあります。

イメージ図



地区社協化のポイント！

現状においても、地域の関係機関・団体を構成員としていますが、地域福祉の一層の推進を図るためには、これまで以上に“地域社会の総意”を結集する必要があります。そのためには、地域特性や実情に応じ、広く地域の諸組織・団体や住民個々に呼びかけ、地域が一体となった取り組みを進めていくための組織の環境整備が必要です。

4 地区社協の推進体制

(1) 地区社協の組織体制

地区社協は、地域特性や実情により理事、監事及び評議員並びにこれに代わる役員を選出します。また、地区社協が実施する諸活動が、“地域住民の日常生活を支える視点”に立った取り組みとなるよう、その推進役となる（仮称）「**地域福祉活動推進員**」※を設置します。

このほか、地区社協の活動を推進するにあたり、必要に応じて部会、連絡会及び課題別委員会などを設置することができます。

※（仮称）地域福祉活動推進員とは…

地域住民（会員）の中から、地区社協の趣旨に賛同し、地域福祉活動に積極的に取り組む方に、地区社協会長が委嘱するものです。委嘱された（仮称）地域福祉活動推進員は、住民主体による地域福祉を推進するための新たな人材として、地区社協が取り組むさまざまな活動に協力し、その推進役を担います。

(2) 市社協の職員体制（地域福祉推進体制の強化・拡充）

市社協では、市内を4つのエリア（東部、西部、中・南部、北部）に分け、地域特性や実情に応じながら、地域住民や各種機関・団体と協働し、地域支援を総合的に展開することのできる職員（コミュニティソーシャルワーカー）を各エリア（拠点）に新たに配置し、当該エリアごとに総合的な支援を行う体制を構築します。

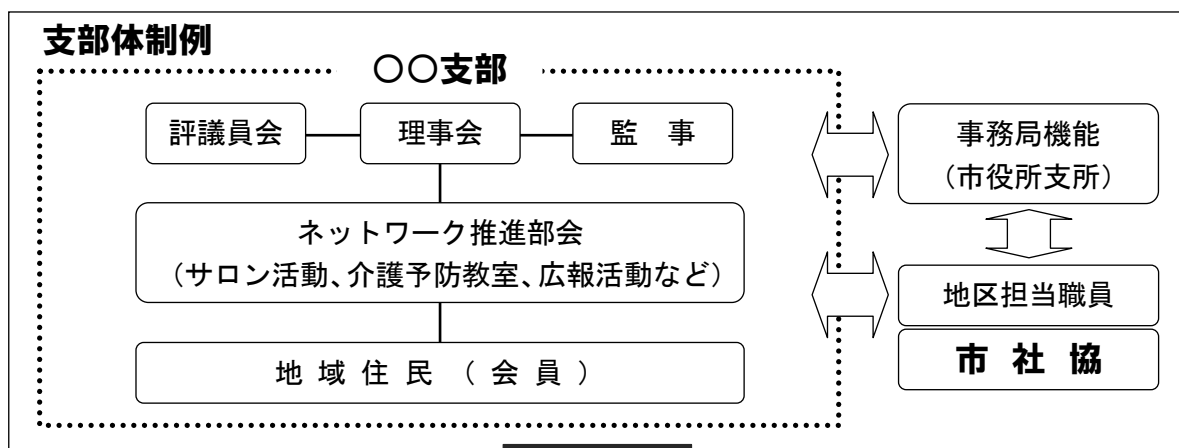
【エリア構想：平成23年4月1日～】

エリア	区 域	拠点施設
東部エリア	辰巳台、市津、ちはら台	法人本部事務局
西部エリア	姉崎、有秋	姉崎保健福祉センター
中・南部エリア	三和、南総、加茂	三和保健福祉センター、旧南部保健相談室
北部エリア	五井、国分寺台、市原	市民活動センター

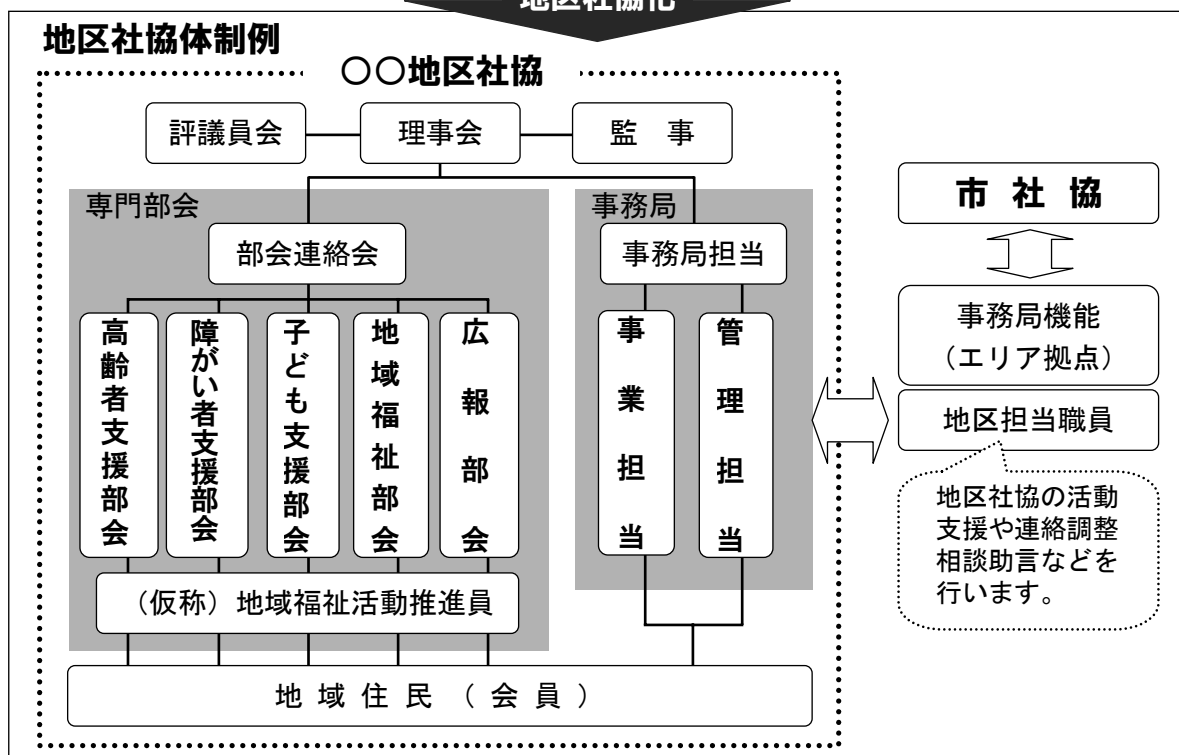
※東部エリアは、拠点施設の環境が整うまでの間、法人本部事務局で担うこととします。

【各エリアの機能】

- 支部事務局機能（現在、市原市各支所が担っている業務）
- 地区社協移行化に向けた対応
- 市原市地域福祉計画及び市原市地域福祉活動計画の推進
- 地区民生委員・児童委員協議会の運営支援
- 相談業務



地区社協化



地区社協化のポイント！

理事、監事、評議員のほか、取り組みの推進役となる（仮称）「地域福祉活動推進員」を置くこととし、組織体制の充実・強化を図ります。また、必要に応じて部会、連絡会、課題別委員会を設置できるなど、地域特性や実情に即した独自性・柔軟性のある組織体制とします。

5 地区社協の財源

(1) 地区社協の取り組み

地域福祉活動を安定的・継続的に進めていくためには、財源を確保することが必要です。地区社協は、市社協からの補助金、助成金及び交付金のほか、さまざまな工夫を凝らしながら、活動費づくりに取り組みます。

〈想定される主な財源〉

- 地区社協独自の会費（会員）制度の創設
- 地区内の個人、団体、企業などからの善意の寄付金
- 地区社協主催のイベントなどによる事業収益金
- 民間助成金の活用 など

(2) 市社協の取り組み

現在、市社協からの財源支援として、一般会費の50%を還元しているほか、「助成金交付基準」に基づき、実施事業ごとに助成金を交付しています。今後は、限りある貴重な財源の有効活用を図るとともに、独自性を持った地域福祉活動を進めていくために、「助成金交付基準」の検証、見直しを行っていきます。

また、地域福祉活動を進めていくための財源の確保については、「市原市地域福祉計画」の主体である市原市の理解と協力が不可欠であるため、今後も継続的に協議していきます。

地区社協化のポイント！

地域特性や実情に即した先駆的・開拓的な取り組みを展開していくためにも、市社協と連携しながら、自主財源の確保に努めることとします。

6 地区社協の活動拠点

(1) 地区社協の取り組み

地域福祉活動が積極的・継続的にその活動を続けていくためには、拠点となる場所が不可欠です。地区社協は、地域福祉を推進する民間組織としての機能の発揮するために、市原市の理解と協力のもと、市社協と協働し、独自もしくは占有できる活動拠点（事務所）の確保に努めます。

(2) 市社協の取り組み

独自もしくは占有できる活動拠点（事務所）の確保に向け、公共施設だけでなく、空き店舗や空き家といった社会資源の活用も含め、市原市と継続的に協議していきます。

地区社協化のポイント！

市原市の理解と協力のもと、市社協との協働により、独自もしくは占有できる活動拠点（事務所）の確保に努めることとします。

地区社会福祉協議会の活動

ここでは、地区社協の3つの役割（①各種組織・団体との連携・協働体制の場づくり、②地域住民の日常生活を支えるための活動主体、③小域福祉ネットワークの旗振り役・まとめ役）に基づき、地区社協化に向けた活動のあり方や方向性などについてまとめています。

1 各種組織・団体との連携・協働体制の場づくりのための活動

各種組織・団体の連携・協働体制の場づくりのために、まずは集い・話し合いの場を設定するなど、地区社協を中心とした連携・協働体制の構築を進めます。

～連携・協働体制の場としての機能～

機能1 多様な組織・団体の集い・話し合いの場

地区社協を構成する組織・団体だけでなく、当該地区内で地域福祉に携わる住民や組織・団体の誰もが参加することのできる場です。

機能2 地域課題の共通理解・認識の場

各種組織・団体が行っている活動や抱えている課題について情報交換を行い、地域課題としての共通の理解と認識を図るための場です。

機能3 改善・解決に向けた検討の場

各種組織・団体の協働により、地域が抱える課題を改善、解決していくための方向性や方策について検討する場です。

2 地域住民の日常生活を支えるための活動主体としての活動

(1) 既存事業の見直し・拡充

現在、支部事業として取り組んでいる地域福祉活動について、“地域住民の日常生活を支える視点”に立ち、事業の見直し・拡充を図ります。

事業名	今後の方向性
ふれあい・いきいきサロン	継続実施・拡充 ⇒ 新たな機能を付加
子育てサロン	継続実施・拡充 ⇒ 新たな機能を付加
介護予防教室	廃止 ⇒ ふれあい・いきいきサロン事業に統合 事由 ⇒ ①単発的な事業であり、継続的な介護予防支援につながりにくいこと、②介護予防ケアマネジメントをはじめ、介護や福祉に関する相談などを行う地域包括支援センターが設置されたこと
福祉バザー	継続実施・拡充 ⇒ 自主財源の確保につながる事業展開
敬老会	継続実施
広報紙発行	継続実施・拡充 ⇒ 情報発信機能の拡充
役員研修会	継続実施・拡充 ⇒ 課題解決に向けた研修内容

(2) 地域の生活（福祉）課題・ニーズに応じた新たな取り組み

① 日常生活支援事業の実施

地域が抱えている生活（福祉）課題の改善、解決に向け、地域特性や実情に即した先駆的・開拓的な事業として、地区社協ごとに「日常生活支援事業」を実施します。

～状況調査・把握のための取り組み～

日常生活支援事業の実施も含め、地域（住民）の状況を調査・把握していくためには、次に掲げる取り組みが有効です。

取組例1 地域福祉活動を通じて

活動を実施していく中で、地区社協のメンバーと参加者とが交流することで、さまざまな課題やニーズを把握することができます。また、既存事業に相談機能を付加させることで、住民の不安や悩みの解消につながるとともに、潜在化したニーズの発掘・把握にもつながります。

取組例2 各種組織・団体との連携から

地域の中にはさまざまな住民組織・団体が、それぞれの目的を持って活動を展開しています。これらの組織・団体と連携・協働体制を構築する中で、個々の組織・団体では対応、解決できない課題を把握していくことも重要です。

取組例3 アンケート調査の実施

住民の意識や意向、ニーズの数的把握を掴みたい時には、アンケート調査が有効です。その際には、より多くの意見が寄せられるよう、アンケートの内容や回収方法などを検討し、住民の負担にならないように努めることが大切です。

取組例4 住民座談会の開催

地域福祉活動に対する住民の思いや要望などを直接聴かせていただく場として住民座談会の開催が考えられます。開催時の配慮として、参加された方々が発言しやすい和やかな雰囲気づくりが大切です。

② 相談支援事業の実施

相談はできるだけ身近で気軽に利用しやすいところで受けられること、また、内容に応じて適切な専門相談機関につなげていくことが重要です。地区社協が住民からの相談を確実に受け止める場として、地区社協ごとに「いちほら相談支援事業」を実施します。

また、切れ目のない支援を行う仕組みづくりとするために、市社協が取り組む相談支援活動との連携・連動についても併せて検討を進めます。

③ 新たな人材の育成・担い手の発掘

住民による地域福祉活動が安定し、継続的であるためには、活動の核となる人材が欠かせません。また、早い時期から地域福祉活動と関わりを持つ中で人材の育成に取り組むことや、多様な世代が地域活動へ参加しやすくすることが重要となります。

地区社協が主体となり、住民参加・住民主体による地域福祉活動の展開を図るために、新たな人材の育成や担い手の発掘のための取り組みを進めます。

～人材育成・担い手発掘のための取り組み～

地域福祉活動の核となる新たな人材の育成や担い手の確保を図っていくためには、次に掲げる取り組みが有効です。

取組例1 福祉講演会・福祉講座の開催

広く地域住民に呼びかけ、より多くの参加を得ることのできる有効な手段として、幅広いテーマの福祉講演会の開催が考えられます。また、活動の核となる人材を育てるための福祉講座の開催も必要です。

取組例2 ボランティアの育成

活動の担い手となるボランティアの育成は地区社協活動には欠かせないものです。単にボランティア育成という曖昧なものより、“何を目的に、どのような活動をするのか”開催目的を明確にすることにより、参加者の意識も高まることが期待できます。

取組例3 広報紙の発行

活動を一部の住民だけのものではなく、地域全体のものとするために、あるいは地域福祉に関する理解を促進するために欠かすことのできないのが広報紙の発行です。住民にとって活動が親しみやすく、また、参加を促すような紙面づくりが大切です。

④緊急時・災害時における助け合いの仕組みづくり

誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを実現していくためには、緊急時・災害時における助け合いの仕組みづくりを構築しておくことも重要です。まずは高齢者や障がい者などの援護を必要とする方々と、普段からの“顔の見える関係”づくりに取り組みます。

また、市社協が整備を進めている災害時の福祉救援活動と連動した取り組みについても併せて検討を進めます。

3 小域福祉ネットワークの旗振り役・まとめ役としての活動

地区社協が小域福祉ネットワークの旗振り役・まとめ役となるために、市社協と連携しながら、地区内におけるネットワーク設置を促進します。

また、設置後には、中域福祉圏組織である地区社協と小域福祉圏組織であるネットワークとの連携・協働体制を構築するための連絡会議を設置するなど、ネットワークの組織体制や取り組みの充実・強化を図ります。

支部と地区社会福祉協議会との比較

ここまで述べてきた地区社協のあり方と現在の支部を比較すると、次のとおりとなります。

項 目	支 部	地区社協
目的・役割	市社協の構成組織として、福祉のまちづくりを目指して、地域の実情に即したさまざまな地域福祉活動を推進する組織	市社協の構成組織として、福祉のまちづくりを目指して、地域住民が自分たちの生活する地域の生活（福祉）課題を解決するために話し合い、地域のつながりを基礎にしながら、課題解決に向けたさまざまな取り組みを自主的・主体的に実践するための組織 〈3つの役割〉 ●各種組織・団体の協働体制の場づくり ●地域住民の日常生活を支えるための活動主体 ●小域福祉ネットワークの旗振り役・まとめ役 ※2頁～3頁参照
構 成	当該地区の住民及び町会・自治会、民生児童委員、子育て支援員、老人クラブ、子ども会、ボランティアなどの多様な組織・団体で構成	地域特性や実情に応じ、当該地区の住民及び町会・自治会、民生児童委員、子育て支援員、老人クラブ、子ども会、ボランティア、小域福祉ネットワーク、要援護者などの多様な組織・団体・個人で構成 ※3頁～4頁参照
組織体制	理事、監事、評議員のほか、必要に応じて部会を設置	理事、監事、評議員のほか、取り組みの推進役となる（仮称）地域福祉活動推進員を設置する 必要に応じて部会、連絡会、課題別委員会などを設置することができる ※4頁参照
職員体制	地区担当制（1名の職員が2地区を担当）	4つのエリア（東部、西部、中・南部、北部）拠点に配置した職員がそれぞれのエリア内の地区を担当 ※4頁～5頁参照
財 源	市社協からの補助金、助成金、交付金	市社協からの補助金、助成金、交付金のほか、市社協と連携しながら、地区社協独自の会費、寄付金、事業収入など自主財源づくりに取り組む ※6頁参照
活動拠点	事務局を市役所各支所に置く	市社協との協働により、独自もしくは占有できる活動拠点（事務所）の確保に取り組む ※6頁～7頁参照
活 動	ふれあい・いきいきサロン 子育てサロン 介護予防教室 福祉バザー 敬老会 広報紙発行 役員研修会 など	●各種組織・団体との連携・協働体制の場づくりのための活動 ●地域住民の日常生活を支えていくための活動主体としての活動 → 既存事業の見直し・拡充 ・地域の生活（福祉）課題・ニーズに対応した新たな取り組み ・新たな人材の育成・担い手の発掘 ・緊急時・災害時における助け合いの仕組みづくり ●小域福祉ネットワークの旗振り役・まとめ役としての活動 ※8頁～10頁参照

地区社会福祉協議会への移行プロセス

支部から地区社協への移行については、次の流れに基づき、取り組みを進めます。

日 程	内 容
平成23年1月26日	○平成22年度第3回支部連絡協議会において、「地区社協化計画」（たたき台）を説明。
平成23年1月26日～ 2月14日	○各支部から「地区社協化計画」（たたき台）についての意見募集を行う。
平成23年2月中旬	○各支部からの意見を参考とし、事務局にて「地区社協化計画」（たたき台修正案）を作成。
平成23年2月22日	○市社協経営委員会において、「地区社協化計画」（たたき台修正案）を上程、意見を求める。
平成23年2月28日	○平成22年度第4回支部連絡協議会において、経営委員会での意見を基に加除訂正を加えた「地区社協化計画」（たたき台修正案）を説明、意見を求める。
平成23年3月～4月	○各支部からの意見を参考とし、事務局にて「地区社協化計画」（最終案）を作成。
平成23年6月10日	○第2回いちほら小域福祉ネットワーク連絡会議において、「地区社協化計画」の進捗状況等について説明。
平成23年6月20日	○市社協経営委員会において、「地区社協化計画」（最終案）を上程、意見を求める。
平成23年7月20日	○平成23年度第2回支部連絡協議会において、「地区社協化計画」（最終案）を説明、意見を求める。
平成23年7月27日	○市社協理事会において、「地区社協化計画」（案）を上程、承認を求める。
平成23年8月1日～ 平成25年3月31日	○移行準備期間を設け、「地区社協化計画」に基づき、地域ごとに環境整備を進める。

	～地区社協への移行推進手順～ ○支部事務局機能の移行（平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月） 現在、市原市各支所が担っている業務を段階的に引き継ぎ ていき、当該事業等の実施の都度、必要な助言等を受けなが ら、業務移行を進める。 ○地区社協化計画説明会の実施（平成 23 年 8 月～） 支部会議等において地区社協化計画を説明し、支部関係者の 理解を求める。 ○支部組織の改編等の体制整備開始（平成 23 年 8 月～） 地区社協化計画説明会の後、支部関係者とともに組織改編等 の体制整備に着手する。 ○既存事業の見直し・拡充策の検討開始（平成 23 年 10 月～） ○新規事業等の企画・立案開始（ " ） ○活動資金・活動拠点の確保に向けた検討開始（ " ）
平成 25 年 3 月下旬	○市社協理事会において、「地区社会福祉協議会設置規程」※を上 程、承認を求める。 ※地区社会福祉協議会設置規程 平成 25 年 4 月 1 日から施行。現行の「支部設置規程」に ついては新規程の制定に伴い廃止とする。
平成 25 年 4 月 1 日～	全支部「地区社協」へ移行。

資料編

第4次市原市地域福祉活動計画策定経過

■地域福祉活動推進ワーキングチーム・幹部職員会議

開催日	内 容
平成22年9月～ (随時開催)	○第4次地域福祉活動計画の総体的な枠組み及び具体的 推進項目のたたき台の作成 ○第4次地域福祉活動計画の骨子、たたき台、素案、最 終原案の作成

■支部連絡協議会

開催日	内 容
平成23年2月28日	平成22年度第4回 ○第4次地域福祉活動計画策定に向けた基本的な考え方 について ○第4次地域福祉活動計画の骨子（案）について （地区社協化計画たたき台）
平成23年6月3日	平成23年度第1回 ○第4次地域福祉活動計画策定の流れについて ○第4次地域福祉活動計画の骨子（案）について
平成23年7月20日	平成23年度第2回 ○第4次地域福祉活動計画の素案について （地区社協化計画最終案）

■いはら小域福祉ネットワーク連絡会議

開催日	内 容
平成23年6月10日	第2回（平成23年度第1回） ○第4次地域福祉活動計画策定の流れについて ○第4次地域福祉活動計画の骨子（案）について （地区社協化計画最終案）

■経営委員会

開催日	内 容
平成 22 年 9 月 24 日	平成 22 年度第 2 回 ○これまでの地域福祉推進及び法人経営基盤強化に向けた取り組みについて ○市社協が抱える課題と課題解決に向けた取り組みについて ○市原市地域福祉計画、地域福祉活動計画及び発展・強化計画について
平成 23 年 2 月 22 日	平成 22 年度第 3 回 ○平成 23 年度以降の新たな体制について ○第 4 次地域福祉活動計画の骨子（案）について ○第 2 次発展・強化計画の骨子（案）について
平成 23 年 6 月 20 日	平成 23 年度第 1 回 ○第 4 次地域福祉活動計画のたたき台について（地区社協化計画最終案） ○第 2 次発展・強化計画のたたき台について
平成 23 年 7 月 19 日	平成 23 年度第 2 回 ○第 4 次地域福祉活動計画の素案について ○第 2 次発展・強化計画の素案について

■理事会・評議員会

開催日	内 容
平成 23 年 7 月 27 日	平成 23 年度第 2 回 ○第 4 次地域福祉活動計画の原案上程承認 ○第 2 次発展・強化計画の原案上程承認